

新	旧
<p>●施工計画書 施工に先立ち、施工計画書を作成し、工事監督員に提出して承諾を得ること。 なお、地下埋設物位置、支障物件及び施工期間についての打合せを各関係機関と速やかに行うこと。</p> <p>●交通事故と労働災害の防止 工事施工にあたり、特記仕様書及び土木工事共通仕様書を熟読のうえ、交通事故と労災の防止に努め、万一事故が発生した場合は、速やかに適正な処置をし、文書で報告すること。</p> <p>●交通誘導警備員の配置 一現場に交通誘導警備員を2名以上配置する場合、あるいは市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線(北海道旭川方面公安委員会告示第51号)に係る工事現場で作業する場合は、1名以上の有資格者(交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員)を配置すること。 上記条件を満たす中で、有資格者以外を配置する場合は、特記仕様書に定められた資格要件を満足する者を配置すること。 なお、交通誘導警備員を警備会社に委託する場合は、元請け業者から委託する。</p> <p>○文章の修正</p> <p>○北海道旭川方面公安委員会告示番号の修正</p>	<p>●施工計画書 施工に先立ち、施工計画書を作成し、工事監督員に提出して承諾を得ること。 なお、地下埋設物位置、支障物件打合せ及び施工期間を各関係機関と速やかに行うこと。</p> <p>●交通事故と労働災害の防止 工事施工にあたり、特記仕様書及び土木工事共通仕様書を熟読のうえ、交通事故と労災の防止に努め、万一事故が発生した場合は、速やかに適正な処置をし、文書で報告すること。</p> <p>●交通誘導警備員の配置 一現場に交通誘導警備員を2名以上配置する場合、あるいは市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線(北海道旭川方面公安委員会告示第46号)に係る工事現場で作業する場合は、1名以上の有資格者(交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員)を配置すること。 上記条件を満たす中で、有資格者以外を配置する場合は、特記仕様書に定められた資格要件を満足する者を配置すること。 なお、交通誘導警備員を警備会社に委託する場合は、元請け業者から委託する。</p>
改定ページ：工事現場説明書	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新				旧								
特記仕様書 (旭川市土木部土木建設課 令和6年2月版)				特記仕様書 (旭川市土木部土木建設課 令和5年4月版)								
仕様書目次				仕様書目次								
項	目	記載ページ	項	目	記載ページ	項	目	記載ページ				
1 総則（共通）	(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1	5 使用資材（選択）	(1) 生コンクリート	56	1 総則（共通）	(1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって	1				
	(2) 一般	2,3		(2) 区間線	56		(2) 一般	2,3	(2) 区間線	59		
	(3) 工事施工前に際して	3,4		(3) 盛骨材	56		(3) 工事施工前に際して	3,4	(3) 盛骨材	59		
	(4) 工事施工前・後工時に際して	4,5,6		(4) 再生骨材(コンクリート廃材)	57		(4) 工事施工前・後工時に際して	4,5,6	(4) 再生骨材(コンクリート廃材)	60		
	(5) 工事提出書類の簡素化について	6		(5) 生芝	57		(5) 工事提出書類の簡素化について	6	(5) 生芝	60		
	(6) 工事しゅんじゅんに際して	7		(6) 枯損樹木等の植え替えについて	57		(6) 工事しゅんじゅんに際して	7	(6) 枯損樹木等の植え替えについて	60		
	(7) 建設業連合会共済について	8		(7) 塗装	58		(7) 建設業連合会共済について	8	(7) 塗装	61		
	(8) 交通誘導警備員について	9		(8) 再生アスファルト安定処理 旭川市型	58		(8) 交通誘導警備員について	9	(8) 再生アスファルト安定処理 旭川市型	62		
	(9) 工事標準	10,11		6 各種様式（共通）	履行報告書		様式-1	(9) 工事標準	10,11	6 各種様式（共通）	履行報告書	様式-1
	(10) 建設機械について	12,13			道路(河川)工事等緊急一覧表		様式-2	(10) 建設機械について	12,13	道路(河川)工事等緊急一覧表	様式-2	
	(11) 工事成果品について	14~24			施工体系図		様式-3-1	(11) 工事成果品について	14~27	施工体系図	様式-3-1	
	(12) 週休2日工事の実施について	25			作業員名簿		様式-3-2	(12) 週休2日工事の実施について	28	作業員名簿	様式-3-2	
	(13) フレックス方式発着期間制度の実施について	26			建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)		様式-4	(13) フレックス方式発着期間制度の実施について	29	建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)	様式-4	
2 施工条件（共通）	(1) 工程関係	27	施工体系図	様式-5	2 施工条件（共通）	(1) 工程関係	30	施工体系図	様式-5			
	(2) 公差関係	27,28	掘削ガス対策建設機械を使用できない理由書	様式-6		(2) 公差関係	30	掘削ガス対策建設機械を使用できない理由書	様式-6			
	(3) 安全対策関係	28	工事関係機関打合せ確認書	様式-7		(3) 安全対策関係	30,31	使用機械一覧	様式-7			
	(4) 工事用道路関係	28	「ほくでん」送電線に関する協議	様式-8		(4) 工事用道路関係	31	工事関係機関打合せ確認書	様式-8			
	(5) 建設副産物・廃棄物関係	29~32	休日作業の承認書	様式-9		(5) 建設副産物・廃棄物関係	31	「ほくでん」送電線に関する協議	様式-9			
	(6) 横断歩道及び車両出入口切り下げ関係	33	工事終了協議書	様式-10		(6) 横断歩道及び車両出入口切り下げ関係	32~35	休日作業の承認書	様式-10			
				段階確認書		様式-11				工事終了協議書	様式-11	
3 施工条件（選択）	(1) 本工事を施工するための条件	34	立会書	様式-12	3 施工条件（選択）	(1) 本工事を施工するための条件	37	社内検査実施結果報告書	様式-14			
	(2) 安全対策	35	社内検査実施結果報告書	様式-13		(2) 安全対策	38	安全訓練等実施報告書	様式-15			
	(3) 工期・工程関係	35	安全訓練等実施報告書	様式-14		(3) 工期・工程関係	38	使用資材承認書	様式-16			
	(4) 盛土材・廃棄物関係	36	使用資材承認書	様式-15		(4) 盛土材・廃棄物関係	39	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-17			
	(5) 段階確認	37	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-16		(5) 段階確認	40	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-18			
	(6) 支保物件等について	38	交通誘導警備員配置時間集計表	様式-17		(6) 支保物件等について	41	プラント搬入量確定確認書	様式-20			
	(7) 現場環境改善	39	境界点等地立会簿	様式-18		(7) 現場環境改善	42	境界点等地立会簿	様式-22			
	(8) 養生工	40	「建造共」共有証書の配布状況調査表	様式-19		(8) 養生工	43	「建造共」共有証書の配布状況調査表(完備用)	様式-23			
	(9) すき取り土の再利用について	41	旭川市道路照明設置一覧表	様式-20		(9) すき取り土の再利用について	44	「建造共」共有証書の配布状況調査表(下請用)	様式-24			
	(10) 建設副産物の再生処理について	42	旭川市道路照明台帳	様式-21		(10) 建設副産物の再生処理について	45	「建造共」共有証書の配布状況調査表(再下請用)	様式-25			
	(11) 家屋の事前・事後調査	43	路面ヒーター稼働時間調査	様式-22		(11) 家屋の事前・事後調査	46	旭川市道路照明設置一覧表	様式-26			
	(12) 仮設工	44	取りまとめ結果表	様式-23		(12) 仮設工	46	旭川市道路照明台帳	様式-27			
	(13) 冬期による施工条件について	44	休眠書	様式-24		(13) 冬期による施工条件について	47	路面ヒーター稼働時間調査	様式-28			
	(14) 公共事業等(市区町村等)との一体的な施工・再設置及び移設について	45	休眠書	様式-25		(14) 公共事業等(市区町村等)との一体的な施工・再設置及び移設について	48	取りまとめ結果表	様式-29			
	(15) 民地排水接続について	45	隣接工作物等所有者確認簿	様式-26		(15) 民地排水接続について	48	休眠書	様式-30			
	(16) 管渠工(鉄筋コンクリート管)出発形管理基準について	45	段階確認書(簡素化用)	簡素化様式1		(16) 管渠工(鉄筋コンクリート管)出発形管理基準について	48	隣接工作物等所有者確認簿	様式-31			
	(17) その他	45	休日作業の承認書(簡素化用)	簡素化様式2		(17) その他	48	安全関連資料総括表	様式-32			
4 使用資材（共通）	(1) 砕石	46~48			4 使用資材（共通）	(1) 砕石	49~51	工事終了協議書(簡素化用)	簡素化様式1			
	(2) 側溝	49,50				(2) 側溝	52,53	段階確認書(簡素化用)	簡素化様式2			
	(3) アスファルトコンクリート	51~54				(3) アスファルトコンクリート	54~57	立会書(簡素化用)	簡素化様式3			
	(4) 取付管用支管	55				(4) 取付管用支管	58	休日作業の承認書(簡素化用)	簡素化様式4			
	(5) 密土	55				(5) 密土	58					

○ページの削除に伴う番号の変更

改定ページ：目次

新	旧
<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html 2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。 3 本特記仕様書は、令和6年2月26日以後に公告する請負工事から適用する。 <p>○日付の変更</p>	<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、土木建設課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。 「3, 5」(選択)については、設計図書に添付されている内容を優先する。 土木建設課ホームページのアドレスは下記のとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70150000/index.html 2 土木建設課等ホームページの各種マニュアルなどに記載されている「工事旬報」を「履行報告書」に読み替えること。 3 本特記仕様書は、令和5年4月1日以後に公告する請負工事から適用する。
<p>改定ページ：注意事項</p>	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新		旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<p>1 総則（共通） (1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって ア 北海道建設部土木工事共通仕様書(令和5年10月版)に記載されている道の契約条文を旭川市建設工事請負契約約款に読み替える。 北海道共通仕様書 旭川市建設工事請負契約約款</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ページ</th> <th>行</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>共通6</td><td>29</td><td>第17条</td><td>→ 第18条</td></tr> <tr><td>共通7</td><td>13</td><td>第30条、第36条、第37条</td><td>→ 第31条、第37条、第38条</td></tr> <tr><td>共通7</td><td>15</td><td>第30条第2項</td><td>→ 第31条第2項</td></tr> <tr><td>共通8</td><td>9</td><td>第17条第1項</td><td>→ 第18条第1項</td></tr> <tr><td>共通10</td><td>30</td><td>第8条第2項</td><td>→ 第9条第2項</td></tr> <tr><td>共通10</td><td>30</td><td>第8条第2項</td><td>→ 第9条</td></tr> <tr><td>共通13</td><td>21</td><td>第19条</td><td>→ 第20条</td></tr> <tr><td>共通13</td><td>25</td><td>第25条</td><td>→ 第26条</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>7</td><td>第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項</td><td>→ 第18条第5項、第20条、第21条及び第22条第1項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>11</td><td>第17条第5項</td><td>→ 第18条第4項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>14</td><td>第23条第2項</td><td>→ 第23条第2項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>16</td><td>第19条</td><td>→ 第20条</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>19</td><td>第23条第2項</td><td>→ 第23条第2項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>21</td><td>第20条</td><td>→ 第21条</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>23</td><td>第23条第2項</td><td>→ 第23条第2項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>26</td><td>第14条第1項</td><td>→ 第15条第1項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>28</td><td>第23条第2項</td><td>→ 第23条第2項</td></tr> <tr><td>共通15</td><td>2</td><td>第14条第1項</td><td>→ 第15条第1項</td></tr> <tr><td>共通15</td><td>4</td><td>第14条第9項</td><td>→ 第15条第9項</td></tr> <tr><td>共通17</td><td>35</td><td>第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項</td><td>→ 第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項</td></tr> <tr><td>共通17</td><td>37</td><td>第16条及び第30条</td><td>→ 第17条及び第31条</td></tr> <tr><td>共通22</td><td>12</td><td>第30条</td><td>→ 第31条</td></tr> <tr><td>共通22</td><td>17</td><td>第16条第1項</td><td>→ 第17条第1項</td></tr> <tr><td>共通23</td><td>31</td><td>第36条</td><td>→ 第37条</td></tr> <tr><td>共通23</td><td>32</td><td>第37条</td><td>→ 第38条</td></tr> <tr><td>共通23</td><td>34</td><td>第36条</td><td>→ 第37条</td></tr> <tr><td>共通24</td><td>16</td><td>第32条</td><td>→ 第33条</td></tr> <tr><td>共通25</td><td>2</td><td>第10条</td><td>→ 第11条</td></tr> <tr><td>共通36</td><td>6</td><td>第32条</td><td>→ 第33条</td></tr> <tr><td>共通36</td><td>20</td><td>第32条</td><td>→ 第33条</td></tr> <tr><td>共通36</td><td>23</td><td>第8条</td><td>→ 第9条</td></tr> <tr><td>共通41</td><td>1</td><td>第8条第5項</td><td>→ 第9条第5項</td></tr> <tr><td>共通41</td><td>10</td><td>第28条</td><td>→ 第29条</td></tr> <tr><td>共通41</td><td>13</td><td>第28条第4項</td><td>→ 第29条第2項</td></tr> <tr><td>共通41</td><td>14</td><td>第25条</td><td>→ 第26条</td></tr> <tr><td>共通41</td><td>19</td><td>第7条</td><td>→ 第8条</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 以下の記述を読み替える</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ページ</th> <th>行</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>共通5</td><td>3</td><td>北海道建設部</td><td>→ 旭川市</td></tr> <tr><td>共通5</td><td>9</td><td>「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」</td><td>→ 旭川市契約事務取扱規則</td></tr> <tr><td>共通5</td><td>10</td><td>「北海道請負工事検査要領」</td><td>→ 旭川市契約事務取扱規則</td></tr> </tbody> </table>		ページ	行			共通6	29	第17条	→ 第18条	共通7	13	第30条、第36条、第37条	→ 第31条、第37条、第38条	共通7	15	第30条第2項	→ 第31条第2項	共通8	9	第17条第1項	→ 第18条第1項	共通10	30	第8条第2項	→ 第9条第2項	共通10	30	第8条第2項	→ 第9条	共通13	21	第19条	→ 第20条	共通13	25	第25条	→ 第26条	共通14	7	第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項	→ 第18条第5項、第20条、第21条及び第22条第1項	共通14	11	第17条第5項	→ 第18条第4項	共通14	14	第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	16	第19条	→ 第20条	共通14	19	第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	21	第20条	→ 第21条	共通14	23	第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	26	第14条第1項	→ 第15条第1項	共通14	28	第23条第2項	→ 第23条第2項	共通15	2	第14条第1項	→ 第15条第1項	共通15	4	第14条第9項	→ 第15条第9項	共通17	35	第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項	→ 第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項	共通17	37	第16条及び第30条	→ 第17条及び第31条	共通22	12	第30条	→ 第31条	共通22	17	第16条第1項	→ 第17条第1項	共通23	31	第36条	→ 第37条	共通23	32	第37条	→ 第38条	共通23	34	第36条	→ 第37条	共通24	16	第32条	→ 第33条	共通25	2	第10条	→ 第11条	共通36	6	第32条	→ 第33条	共通36	20	第32条	→ 第33条	共通36	23	第8条	→ 第9条	共通41	1	第8条第5項	→ 第9条第5項	共通41	10	第28条	→ 第29条	共通41	13	第28条第4項	→ 第29条第2項	共通41	14	第25条	→ 第26条	共通41	19	第7条	→ 第8条	ページ	行			共通5	3	北海道建設部	→ 旭川市	共通5	9	「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則	共通5	10	「北海道請負工事検査要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則	<p>1 総則（共通） (1) 北海道の仕様書・要領を使用するに当たって ア 北海道建設部土木工事共通仕様書(令和4年10月版)に記載されている道の契約条文を旭川市建設工事請負契約約款に読み替える。 北海道共通仕様書 旭川市建設工事請負契約約款</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ページ</th> <th>行</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>共通7</td><td>3</td><td>第30条、第36条、第37条</td><td>→ 第31条、第37条、第38条</td></tr> <tr><td>共通7</td><td>5</td><td>第30条第2項</td><td>→ 第31条第2項</td></tr> <tr><td>共通7</td><td>35</td><td>第17条第1項</td><td>→ 第18条第1項</td></tr> <tr><td>共通10</td><td>2</td><td>第8条第2項</td><td>→ 第9条第2項</td></tr> <tr><td>共通10</td><td>14</td><td>第8条</td><td>→ 第9条</td></tr> <tr><td>共通13</td><td>6</td><td>第19条</td><td>→ 第20条</td></tr> <tr><td>共通13</td><td>30</td><td>第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項</td><td>→ 第18条第5項、第20条、第21条及び第22条第1項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>1</td><td>第17条第5項</td><td>→ 第18条第4項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>4</td><td>第23条第2項</td><td>→ 第23条第2項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>6</td><td>第19条</td><td>→ 第20条</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>9</td><td>第23条第2項</td><td>→ 第23条第2項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>11</td><td>第20条</td><td>→ 第21条</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>13</td><td>第23条第2項</td><td>→ 第23条第2項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>15</td><td>第21条第1項</td><td>→ 第22条第1項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>17</td><td>第23条第2項</td><td>→ 第23条第2項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>26</td><td>第14条第1項</td><td>→ 第15条第1項</td></tr> <tr><td>共通14</td><td>28</td><td>第14条第9項</td><td>→ 第15条第9項</td></tr> <tr><td>共通17</td><td>25</td><td>第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項</td><td>→ 第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項</td></tr> <tr><td>共通17</td><td>27</td><td>第16条及び第30条</td><td>→ 第17条及び第31条</td></tr> <tr><td>共通22</td><td>12</td><td>第30条</td><td>→ 第31条</td></tr> <tr><td>共通22</td><td>17</td><td>第16条第1項</td><td>→ 第17条第1項</td></tr> <tr><td>共通22</td><td>31</td><td>第36条</td><td>→ 第37条</td></tr> <tr><td>共通22</td><td>32</td><td>第37条</td><td>→ 第38条</td></tr> <tr><td>共通22</td><td>34</td><td>第36条</td><td>→ 第37条</td></tr> <tr><td>共通23</td><td>34</td><td>第36条</td><td>→ 第37条</td></tr> <tr><td>共通24</td><td>16</td><td>第32条</td><td>→ 第33条</td></tr> <tr><td>共通32</td><td>6</td><td>第27条</td><td>→ 第28条</td></tr> <tr><td>共通39</td><td>1</td><td>第8条第5項</td><td>→ 第9条第5項</td></tr> <tr><td>共通39</td><td>7</td><td>第28条</td><td>→ 第29条</td></tr> <tr><td>共通39</td><td>10</td><td>第28条第4項</td><td>→ 第29条第2項</td></tr> <tr><td>共通39</td><td>11</td><td>第25条</td><td>→ 第26条</td></tr> <tr><td>共通39</td><td>16</td><td>第7条</td><td>→ 第8条</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 以下の記述を読み替える</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ページ</th> <th>行</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>共通5</td><td>3</td><td>北海道建設部</td><td>→ 旭川市</td></tr> <tr><td>共通5</td><td>9</td><td>「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」</td><td>→ 旭川市契約事務取扱規則</td></tr> <tr><td>共通5</td><td>10</td><td>「北海道請負工事検査要領」</td><td>→ 旭川市契約事務取扱規則</td></tr> </tbody> </table>		ページ	行			共通7	3	第30条、第36条、第37条	→ 第31条、第37条、第38条	共通7	5	第30条第2項	→ 第31条第2項	共通7	35	第17条第1項	→ 第18条第1項	共通10	2	第8条第2項	→ 第9条第2項	共通10	14	第8条	→ 第9条	共通13	6	第19条	→ 第20条	共通13	30	第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項	→ 第18条第5項、第20条、第21条及び第22条第1項	共通14	1	第17条第5項	→ 第18条第4項	共通14	4	第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	6	第19条	→ 第20条	共通14	9	第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	11	第20条	→ 第21条	共通14	13	第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	15	第21条第1項	→ 第22条第1項	共通14	17	第23条第2項	→ 第23条第2項	共通14	26	第14条第1項	→ 第15条第1項	共通14	28	第14条第9項	→ 第15条第9項	共通17	25	第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項	→ 第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項	共通17	27	第16条及び第30条	→ 第17条及び第31条	共通22	12	第30条	→ 第31条	共通22	17	第16条第1項	→ 第17条第1項	共通22	31	第36条	→ 第37条	共通22	32	第37条	→ 第38条	共通22	34	第36条	→ 第37条	共通23	34	第36条	→ 第37条	共通24	16	第32条	→ 第33条	共通32	6	第27条	→ 第28条	共通39	1	第8条第5項	→ 第9条第5項	共通39	7	第28条	→ 第29条	共通39	10	第28条第4項	→ 第29条第2項	共通39	11	第25条	→ 第26条	共通39	16	第7条	→ 第8条	ページ	行			共通5	3	北海道建設部	→ 旭川市	共通5	9	「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則	共通5	10	「北海道請負工事検査要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則
ページ	行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共通6	29	第17条	→ 第18条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通7	13	第30条、第36条、第37条	→ 第31条、第37条、第38条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通7	15	第30条第2項	→ 第31条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通8	9	第17条第1項	→ 第18条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通10	30	第8条第2項	→ 第9条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通10	30	第8条第2項	→ 第9条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通13	21	第19条	→ 第20条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通13	25	第25条	→ 第26条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	7	第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項	→ 第18条第5項、第20条、第21条及び第22条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	11	第17条第5項	→ 第18条第4項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	14	第23条第2項	→ 第23条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	16	第19条	→ 第20条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	19	第23条第2項	→ 第23条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	21	第20条	→ 第21条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	23	第23条第2項	→ 第23条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	26	第14条第1項	→ 第15条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	28	第23条第2項	→ 第23条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通15	2	第14条第1項	→ 第15条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通15	4	第14条第9項	→ 第15条第9項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通17	35	第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項	→ 第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通17	37	第16条及び第30条	→ 第17条及び第31条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通22	12	第30条	→ 第31条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通22	17	第16条第1項	→ 第17条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通23	31	第36条	→ 第37条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通23	32	第37条	→ 第38条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通23	34	第36条	→ 第37条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通24	16	第32条	→ 第33条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通25	2	第10条	→ 第11条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通36	6	第32条	→ 第33条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通36	20	第32条	→ 第33条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通36	23	第8条	→ 第9条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通41	1	第8条第5項	→ 第9条第5項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通41	10	第28条	→ 第29条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通41	13	第28条第4項	→ 第29条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通41	14	第25条	→ 第26条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通41	19	第7条	→ 第8条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ページ	行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共通5	3	北海道建設部	→ 旭川市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通5	9	「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通5	10	「北海道請負工事検査要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ページ	行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共通7	3	第30条、第36条、第37条	→ 第31条、第37条、第38条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通7	5	第30条第2項	→ 第31条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通7	35	第17条第1項	→ 第18条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通10	2	第8条第2項	→ 第9条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通10	14	第8条	→ 第9条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通13	6	第19条	→ 第20条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通13	30	第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項	→ 第18条第5項、第20条、第21条及び第22条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	1	第17条第5項	→ 第18条第4項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	4	第23条第2項	→ 第23条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	6	第19条	→ 第20条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	9	第23条第2項	→ 第23条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	11	第20条	→ 第21条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	13	第23条第2項	→ 第23条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	15	第21条第1項	→ 第22条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	17	第23条第2項	→ 第23条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	26	第14条第1項	→ 第15条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通14	28	第14条第9項	→ 第15条第9項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通17	25	第8条第2項第3号、第12条第2項又は第13条第1項	→ 第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通17	27	第16条及び第30条	→ 第17条及び第31条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通22	12	第30条	→ 第31条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通22	17	第16条第1項	→ 第17条第1項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通22	31	第36条	→ 第37条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通22	32	第37条	→ 第38条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通22	34	第36条	→ 第37条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通23	34	第36条	→ 第37条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通24	16	第32条	→ 第33条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通32	6	第27条	→ 第28条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通39	1	第8条第5項	→ 第9条第5項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通39	7	第28条	→ 第29条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通39	10	第28条第4項	→ 第29条第2項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通39	11	第25条	→ 第26条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通39	16	第7条	→ 第8条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ページ	行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共通5	3	北海道建設部	→ 旭川市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通5	9	「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
共通5	10	「北海道請負工事検査要領」	→ 旭川市契約事務取扱規則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
改定ページ：P.1		- 1 -																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

○北海道建設部土木工事共通仕様書の改訂に伴う番号の修正

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>(2) 一般</p> <p>ア 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。 <input type="checkbox"/> 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に関わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。 <input type="checkbox"/> 本工事は、週休2日工事の対象であるため P.25を確認すること。 <input type="checkbox"/> 本工事は、フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため、P.26を確認すること。 <input type="checkbox"/> 本工事は、電子検査の対象工事であるため、「工事成果品等作成マニュアル(改良・舗装工事等)」を確認すること。 <p>○週休2日工事の「施工者希望型」「発注者指定型」の区分を削除</p> <p>○ページ番号の変更</p>	<p>(2) 一般</p> <p>ア 本仕様書は旭川市が発注する土木工事に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。 <input type="checkbox"/> 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に関わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。 <input type="checkbox"/> 本工事は、週休2日工事の対象であり、「施工者希望型」の工事であるため P.28を確認すること。 <input type="checkbox"/> 本工事は、週休2日工事の対象であり、「発注者指定型」の工事であるため P.28を確認すること。 <input type="checkbox"/> 本工事は、フレックス方式余裕期間制度の対象工事であるため、P.29を確認すること。 <input type="checkbox"/> 本工事は、電子検査の対象工事であるため、「工事成果品等作成マニュアル(改良・舗装工事等)」を確認すること。
<p>改定ページ：P.2</p>	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>(ウ) 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)(様式-4) (ケ) 上記(キ)(ウ)で提出した会社との契約書(写し) (コ) 「現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係わる継続雇用確認要領」に基づく、契約日以前3ヶ月以上の継続雇用を確認出来る書類を提出すること。 (健康保険証の写しなど。個人情報保護のため記号・番号はマスキングすること。) (ただし、随意契約による工事については、継続雇用確認書類の提出は必要ない。)</p> <p>○文章の追加</p>	<p>(ウ) 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)(様式-4) (ケ) 上記(キ)(ウ)で提出した会社との契約書(写し) (コ) 「現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係わる継続雇用確認要領」に基づく、契約日以前3ヶ月以上の継続雇用を確認出来る書類を提出すること。 (健康保険証の写しなど。) (ただし、随意契約による工事については、継続雇用確認書類の提出は必要ない。)</p>
<p>改定ページ：P.3</p>	

新	旧																																																								
<p>(4)工事施工前・施工時に際して</p> <p>ア 現場代理人は施工前及び施工時には、監督員と協議のうえ工事の関係者に対して下記の業務を行うこと。 なお、基準以内で承認が得られない場合は監督員と協議すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>支障物件の調査確認（様式-7）</td> <td>8</td> <td>人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>突出物件の確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>植樹樹の確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>境界石等の確認（様式-19） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。</td> <td>9</td> <td>民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-26) 添付資料として対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること</td> <td>10</td> <td>その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>出入口すりつけ 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>標準 3.2m～ 大型車 7.2m～ スタンド等(1箇所) 10.4m～ スタンド等(2箇所以上) 7.2m～</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>イ 履行報告書(様式-1) 工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。</p> <p>ウ 休日作業の承認願(様式-9) 休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願」を提出し、承認を得ること。</p> <p>エ 工事施工協議簿(様式-10) 指示、承諾、協議、検査及び確認等については、「工事施工協議簿」で行わなければならない。</p> <p>オ 段階確認願(様式-11) 工事監督員の確認後施工する事項においては、あらかじめ「段階確認願」を提出したうえ、段階確認を受けなければならない。</p> <p>カ 立会願(様式-12) 工事監督員の立会の上施工する事項については、あらかじめ別に定める「立会願」を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">- 4 -</p>	1	支障物件の調査確認（様式-7）	8	人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。	2	突出物件の確認			3	植樹樹の確認			4	境界石等の確認（様式-19） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	9	民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-26) 添付資料として対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。	5	家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	10	その他必要な事項	6	出入口すりつけ 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)			7	標準 3.2m～ 大型車 7.2m～ スタンド等(1箇所) 10.4m～ スタンド等(2箇所以上) 7.2m～			<p>(4)工事施工前・施工時に際して</p> <p>ア 現場代理人は施工前及び施工時には、監督員と協議のうえ工事の関係者に対して下記の業務を行うこと。 なお、基準以内で承認が得られない場合は監督員と協議すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>支障物件の調査確認（様式-8）</td> <td>8</td> <td>人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>突出物件の確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>植樹樹の確認</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>境界石等の確認（様式-22） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。</td> <td>9</td> <td>民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-31) 添付資料として対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること</td> <td>10</td> <td>その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>出入口すりつけ 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>標準 3.2m～ 大型車 7.2m～ スタンド等(1箇所) 10.4m～ スタンド等(2箇所以上) 7.2m～</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>イ 履行報告書(様式-1) 工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。</p> <p>ウ 休日作業の承認願(様式-10) 休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願」を提出し、承認を得ること。</p> <p>エ 工事施工協議簿(様式-11) 指示、承諾、協議、検査及び確認等については、「工事施工協議簿」で行わなければならない。</p> <p>オ 段階確認願(様式-12) 工事監督員の確認後施工する事項においては、あらかじめ「段階確認願」を提出したうえ、段階確認を受けなければならない。</p> <p>カ 立会願(様式-13) 工事監督員の立会の上施工する事項については、あらかじめ別に定める「立会願」を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">- 4 -</p>	1	支障物件の調査確認（様式-8）	8	人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。	2	突出物件の確認			3	植樹樹の確認			4	境界石等の確認（様式-22） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	9	民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-31) 添付資料として対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。	5	家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	10	その他必要な事項	6	出入口すりつけ 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)			7	標準 3.2m～ 大型車 7.2m～ スタンド等(1箇所) 10.4m～ スタンド等(2箇所以上) 7.2m～		
1	支障物件の調査確認（様式-7）	8	人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。																																																						
2	突出物件の確認																																																								
3	植樹樹の確認																																																								
4	境界石等の確認（様式-19） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	9	民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-26) 添付資料として対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。																																																						
5	家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	10	その他必要な事項																																																						
6	出入口すりつけ 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)																																																								
7	標準 3.2m～ 大型車 7.2m～ スタンド等(1箇所) 10.4m～ スタンド等(2箇所以上) 7.2m～																																																								
1	支障物件の調査確認（様式-8）	8	人・車の出入りに関し、施工日の2～3日前に地先に連絡すること。なお、安全管理は万全に行うこと。																																																						
2	突出物件の確認																																																								
3	植樹樹の確認																																																								
4	境界石等の確認（様式-22） 境界点等地先立会簿、竣功平面図記載 立会時の写真及び確認者のサインをとる。	9	民地工作物の確認 隣接工作物所所有者確認簿(様式-31) 添付資料として対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図等を作成し完了時に成果品として報告提出する。																																																						
5	家庭雑排水の接続 水道局上下水道部管路管理課と協議すること	10	その他必要な事項																																																						
6	出入口すりつけ 縁石切下げ(次の巾を基準値とする)																																																								
7	標準 3.2m～ 大型車 7.2m～ スタンド等(1箇所) 10.4m～ スタンド等(2箇所以上) 7.2m～																																																								
改定ページ：P.4																																																									

○様式番号の変更

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>キ 社内検査実施結果報告書(様式-13) 施工計画書に各工種の社内検査実施計画を明記し、その結果を速やかに工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>ク 安全訓練等実施報告書(様式-14) 施工計画書の安全管理に、現場の安全対策(安全訓練含む)等についての実施計画を明記し、その実施内容を提出しなければならない。 また、実施状況記録資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示すること。</p> <p>ケ 境界点等地先立会簿(様式-19) (1) 道路に面する地権者との境界については、境界杭の有無に関わらず全て工事着手前、完了後に、地権者立会のもと確認を行うこと。様式-20に地権者の直筆署名をもらい、立会の状況が確認出来る写真を添付すること。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。 (7) 同年度に改良工事と舗装工事を実施する場合 ・改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。改良工事完了時は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影し、舗装工事の請負人に状況写真を提供すること。 ・舗装工事の請負人は、舗装工事完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。 (4) 改良工事と舗装工事が別工事で舗装工事を翌年度に実施する場合 ・改良工事の請負人は、改良工事着手前と完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。写真は、舗装工事の請負人に提供すること。 ・舗装工事の請負人は、改良工事完了時の状況写真と相違がないことを確認し、相違があった場合は写真を撮影すること。舗装工事完了後は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影すること。 注1) 地権者が立会出来ない場合は、監督員が立会し境界杭を確認すること。 注2) 掘削作業等において埋まっていた境界杭を発見した場合は、地権者に処置方法を確認し、様式-19の備考欄に確認日と処置方法を記入すること。</p> <p>(2) 道路用地への埋設物(ロードヒーティングや融雪槽の排水管等)の有無については、着手前に地権者等に確認を行うこと。</p> <p>コ 取りまとめ結果表(様式-24) 施工管理(出来形管理、品質管理)の結果を、しゅん功時に提出すること。</p> <p>サ 休暇届(様式-25) ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始休暇により、長期間工事を休止する場合は、監督員と協議の上、休暇中の現場の安全管理方法を定め、「休暇届」を提出すること。</p> <p>シ 隣接工作物等所有者確認簿(様式-26) 本確認簿は、道路工事に隣接している民地の工作物等について、道路工事の影響による工作物の変状がないことを確認するために行うものである。確認対象とする工作物等は監督員との協議で決定する。 工事着手前、完了後に、工作物等の状況写真を撮影し、別途所有者等に確認を行うこと。(立会写真は不要) 様式-26に原則として所有者等の直筆署名をもらうこと。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。</p>	<p>キ 社内検査実施結果報告書(様式-14) 施工計画書に各工種の社内検査実施計画を明記し、その結果を速やかに工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>ク 安全訓練等実施報告書(様式-15) 施工計画書の安全管理に、現場の安全対策(安全訓練含む)等についての実施計画を明記し、その実施内容を提出しなければならない。 また、実施状況記録資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示し、安全関連資料紛括表にて報告すること。</p> <p>ケ 境界点等地先立会簿(様式-22) (1) 道路に面する地権者との境界については、境界杭の有無に関わらず全て工事着手前、完了後に、地権者立会のもと確認を行うこと。様式-22に地権者の直筆署名をもらい、立会の状況が確認出来る写真を添付すること。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。 (7) 同年度に改良工事と舗装工事を実施する場合 ・改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。改良工事完了時は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影し、舗装工事の請負人に状況写真を提供すること。 ・舗装工事の請負人は、舗装工事完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。 (4) 改良工事と舗装工事が別工事で舗装工事を翌年度に実施する場合 ・改良工事の請負人は、改良工事着手前と完了後に地権者立会のもと確認の署名をもらい、立会写真を撮影すること。写真は、舗装工事の請負人に提供すること。 ・舗装工事の請負人は、改良工事完了時の状況写真と相違がないことを確認し、相違があった場合は写真を撮影すること。舗装工事完了後は、地権者の立会は不要とするが、境界杭(境界杭の有無に関わらず)の状況写真を撮影すること。 注1) 地権者が立会出来ない場合は、監督員が立会し境界杭を確認すること。 注2) 掘削作業等において埋まっていた境界杭を発見した場合は、地権者に処置方法を確認し、様式-22の備考欄に確認日と処置方法を記入すること。</p> <p>(2) 道路用地への埋設物(ロードヒーティングや融雪槽の排水管等)の有無については、着手前に地権者等に確認を行うこと。</p> <p>コ 取りまとめ結果表(様式-29) 施工管理(出来形管理、品質管理)の結果を、しゅん功時に提出すること。</p> <p>サ 休暇届(様式-30) ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始休暇により、長期間工事を休止する場合は、監督員と協議の上、休暇中の現場の安全管理方法を定め、「休暇届」を提出すること。</p> <p>シ 隣接工作物等所有者確認簿 本確認簿は、道路工事に隣接している民地の工作物等について、道路工事の影響による工作物の変状がないことを確認するために行うものである。確認対象とする工作物等は監督員との協議で決定する。 工事着手前、完了後に、工作物等の状況写真を撮影し、別途所有者等に確認を行うこと。(立会写真は不要) 様式-31に原則として所有者等の直筆署名をもらうこと。改良工事と舗装工事を別工事で施工する場合の取扱いは、次のとおりとする。</p>
<p>○様式番号の変更</p>	<p>改定ページ：P.5</p>

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>・改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者等に本確認簿へ確認の署名をもらうこと。 ・改良工事の請負人は、改良工事完了時に地権者等に本確認簿へ確認の署名をもらうこと。 ・改良工事の請負人は、改良工事完了時に舗装工事の請負人に本確認簿を引き継ぐこと。 ・舗装工事の請負人は、本確認簿の引き継ぎを受けたあと舗装工事着手前および完了時に工作物の状況写真を撮影すること。 なお所有者等の確認の署名は不要とする。</p> <p>注1) 所有者が確認出来ない場合は、監督員が立会し工作物を確認すること。 注2) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図などを作成し完了時に報告提出する。 注3) 隣接工作物に変状があった場合は、改良工事舗装工事に関わらず監督員と協議すること。</p> <p>㉔(5)工事提出書類の簡素化について</p> <p>ア 本工事は、提出書類の簡素化を目的とした対象工事である。 ファイル説明書は「ファイル説明書(簡素化用)」を使用すること。</p> <p>イ 簡素化する書類は次のとおりとする。 (ア) 施工計画書のうち監督員が指示する書類(当初請負金額が500万円未満の舗装工事のみ) (イ) 段階確認願 (ウ) 立会願 (エ) 休日作業の承認願 (オ) 使用資材承認願に添付する品質規格証明書のうち、監督員が指示する資材 (カ) 工事写真帳</p> <p>ウ 提出方法 (ア) イのうち、(イ)～(エ)については電子メールにて提出するものとする。 なお、電子メールを使用できない場合は監督員と協議すること。 (イ)のうち、(イ)～(エ)については、成果品として「簡素化様式1」～「簡素化様式2」を提出する。 ただし、段階確認結果及び立会結果に係る資料は提出すること。 (ウ)のうち、(ウ)については、監督員が指示する資材に係る品質規格証明書の添付を省略する。 (エ)以外の成果品については、「01工事成果品について」の規定に基づくこと。</p> <p>エ その他、これに定められていない場合は、工事監督員と協議すること。</p> <p style="text-align: center;">- 6 -</p> <p>○安全関連資料総括表(旧様式-32)に関する記述の削除</p> <p>○簡素化する書類から工事施工協議簿を削除 ※簡素化様式1の内容変更による</p> <p>○簡素化する書類に工事写真帳を追加</p> <p>○文章、番号の修正</p>	<p>・改良工事の請負人は、改良工事着手前に地権者等に本確認簿へ確認の署名をもらうこと。 ・改良工事の請負人は、改良工事完了時に地権者等に本確認簿へ確認の署名をもらうこと。 ・改良工事の請負人は、改良工事完了時に舗装工事の請負人に本確認簿を引き継ぐこと。 ・舗装工事の請負人は、本確認簿の引き継ぎを受けたあと舗装工事着手前および完了時に工作物の状況写真を撮影すること。 なお所有者等の確認の署名は不要とする。</p> <p>注1) 所有者が確認出来ない場合は、監督員が立会し工作物を確認すること。 注2) 添付資料として、対象工作物ごと(事前・事後)の写真・平面図・立面図などを作成し完了時に報告提出する。 注3) 隣接工作物に変状があった場合は、改良工事舗装工事に関わらず監督員と協議すること。</p> <p>ス 安全関連資料総括表(様式-32) 工事中の安全確保のために実施した現場管理内容(安全訓練、災害防止協議会、KYK、新規入場者教育等)について 実施内容を記録した資料を添付し、安全関連資料総括表にて報告すること。</p> <p>㉔(5)工事提出書類の簡素化について</p> <p>ア 本工事は、提出書類の簡素化を目的とした対象工事である。 ファイル説明書は「ファイル説明書(簡素化用)」を使用すること。</p> <p>イ 簡素化する書類は次のとおりとする。 (ア) 施工計画書のうち監督員が指示する書類(当初請負金額が500万円未満の舗装工事のみ) (イ) 工事施工協議簿(指示、承諾、協議事項を除く) (ウ) 段階確認願 (エ) 立会願 (オ) 休日作業の承認願 (カ) 使用資材承認願に添付する品質規格証明書のうち、監督員が指示する資材 (キ) 使用資材承認願(資材毎の搬入簿)</p> <p>ウ 提出方法 (ア) イのうち、(イ)～(オ)については電子メールにて提出するものとする。 なお、電子メールを使用できない場合は監督員と協議すること。 (イ)のうち、(イ)～(オ)については、成果品として「簡素化様式1」～「簡素化様式4」を提出する。 ただし、段階確認結果及び立会結果並びにその他の事項(指示、承諾、協議事項を除く)に係る資料は提出すること。 (ウ)のうち、(ウ)については、監督員が指示する資材に係る品質規格証明書の添付を省略する。 (エ)以外の成果品については、「01工事成果品について」の規定に基づくこと。</p> <p>エ その他、これに定められていない場合は、工事監督員と協議すること。</p> <p style="text-align: center;">- 6 -</p>
改定ページ：P.6	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧								
<p>イ 工事完成図 工事完成図は、下記のとおり作成し、図面データを提出すること。</p> <table border="1" data-bbox="282 328 1025 363"> <tr> <td>作成区間</td> <td>全 線</td> </tr> <tr> <td>記載内容</td> <td>平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成</td> </tr> </table> <p>○工事完成図について、B4縮小版 （ポリエステルフィルム300#）の提出を廃止 図面データの提出のみへ変更</p>	作成区間	全 線	記載内容	平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成	<p>イ 工事完成図 工事完成図は、下記のとおり作成すること。</p> <p>(7) 工事完成図は、下記のとおり作成すること。</p> <table border="1" data-bbox="1160 328 1904 363"> <tr> <td>作成区間</td> <td>全 線</td> </tr> <tr> <td>記載内容</td> <td>平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成</td> </tr> </table> <p>(4) B4縮小版（ポリエステルフィルム300#）、及び図面データを提出すること。</p>	作成区間	全 線	記載内容	平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成
作成区間	全 線								
記載内容	平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成								
作成区間	全 線								
記載内容	平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成								
<p>改定ページ：P.7</p>									

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>イ 工事しゅん功時に提出するもの(工事成果品として提出) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(様式-20)</p> <p>ウ 下請契約台帳等は, 現場事務所に常備しておくこと。</p> <p>エ 「建退共」加入への案内ステッカーを工事標識に掲示すること。</p> <p>○ 「建退共」共済証紙配布状況調査票（様式-23, 様式-24, 様式-25）について, 新様式-20へ統一</p>	<p>イ 工事しゅん功時に提出するもの(工事成果品として提出) (ア) 「建退共」共済証紙配布状況調査表 (様式-23) (イ) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(下請用) (様式-24) (ウ) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(再下請用)(様式-25)</p> <p>ウ 下請契約台帳等は, 現場事務所に常備しておくこと。</p> <p>エ 「建退共」加入への案内ステッカーを工事標識に掲示すること。</p>
改定ページ：P.8	

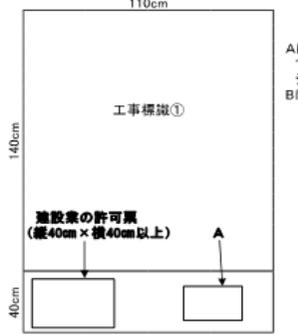
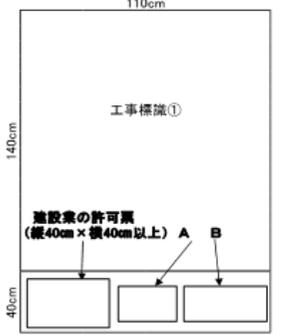
工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>(8) 交通誘導警備員について 交通誘導警備員の配置を実施する工事については、下記の項目を遵守すること。 ア 着手時に下記の書類を提出すること。(イ)(ロ)(ハ)(ニ)は写しでよい。 (ア) 交通誘導警備員選定通知書（様式-16） (イ) 公安委員会発行の警備業認定証 (ロ) 元請業者との契約書 (ハ) 配置予定者の名簿 (ニ) 配置予定者の合格証明書、資格者証等 (ホ) 配置予定者の「労働保険 概算・積立保険料」申告書</p> <p>イ 竣功までに下記の書類を提出すること。(イ)は工事監督員から請求があった場合に提出すること。 (ア) 交通誘導警備員配置時間集計表(様式-17) (イ) 警備日報(写し)</p> <p>○様式番号の変更</p>	<p>(8) 交通誘導警備員について 交通誘導警備員の配置を実施する工事については、下記の項目を遵守すること。 ア 着手時に下記の書類を提出すること。(イ)(ロ)(ハ)(ニ)は写しでよい。 (ア) 交通誘導警備員選定通知書（様式-17） (イ) 公安委員会発行の警備業認定証 (ロ) 元請業者との契約書 (ハ) 配置予定者の名簿 (ニ) 配置予定者の合格証明書、資格者証等 (ホ) 配置予定者の「労働保険 概算・積立保険料」申告書</p> <p>イ 竣功までに下記の書類を提出すること。(イ)は工事監督員から請求があった場合に提出すること。 (ア) 交通誘導警備員配置時間集計表(様式-18) (イ) 警備日報(写し)</p>
<p>改定ページ：P.9</p>	

新	旧
<p>(9) 工事標識</p> <p>ア 工事標識は下記を標準とし、これによりがたい場合は監督員と協議すること。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="241 352 607 651"> <p>工事標識①</p> </div> <div data-bbox="689 352 965 651"> <p>工事標識②</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事標識①の「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。 ・ 工事標識②の「お願い」の文字は赤色とし、その他の文字及び縁は青色、地を白色とする。 ・ 工事標識の工事期間については、実際の交通上支障となる期間を記入する。 ・ 工事標識の時間帯については、原則8:00～18:00の範囲内で定めるものとするが、これによりがたい場合は監督員と協議して定めるものとする。 <p style="text-align: center;">- 10 -</p>	<p>(8) 工事標識</p> <p>ア 工事標識は下記のとおりとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1120 352 1485 703"> <p>工事標識①</p> </div> <div data-bbox="1568 352 1843 703"> <p>工事標識②</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料は、針葉樹の2等材又はこれと同等以上のものを十分乾燥したもので、気温・湿度の変化に耐えることのできるものと、その厚さは2.0mmとする。 ・ 塗装は、良質のペンキを2回塗るものとする。 ・ 工事標識①の「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。 ・ 工事標識②の「お願い」の文字は赤色とし、その他の文字及び縁は青色、地を白色とする。 ・ 工事標識の工事期間については、実際の交通上支障となる期間を記入する。 ・ 工事標識の時間帯については、原則8:00～18:00の範囲内で定めるものとするが、これによりがたい場合は監督員と協議して定めるものとする。 <p style="text-align: center;">- 10 -</p>
<p>改定ページ：P.10</p>	

○不要な文章の削除，変更

○掲示板標準図の削除

新	旧
<p>イ 工事現場に掲げる標識類について</p> <p>(ア) 建設業の許可票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。 ・発注者から直接請け負ったものに限り提示する。 ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。 <p>(イ) 労災保険関係成立票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。 ・「事業主代理人の氏名」欄については、代理人の届け出が無い場合は空欄とすること。 ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。 <p>(ウ) 施工体系図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事標識など、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 <p>(エ) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。 ・下請契約のある工事について掲示する。 <div data-bbox="324 603 1048 699" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(記載例)</p> <p>下請負人となった皆様へ。 この建設工事で請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは 再下請負通知を行わなければなりません。 ○○(※書類を提出すべき場所)まで再下請負通知書を提出してください。 △△建設(※作成建設業者の商号または名称)</p> </div> <p>(オ) 建設業退職金共済制度 適用事業主 工事現場標識(シール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見やすい場所に掲示すること。 <p>(カ) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事標識など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。 <p>○「建設業の許可票」，「建退共」表示板の掲示方法についての記載を削除</p> <p>○工事現場に掲げる標識類について整理</p>	<p>イ 「建設業の許可票」、「建退共」表示板の掲示方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現場事務所がある場合 <p>Aは、工事標識板の下に掲示する。</p> <p>Bは、工事事務所の出入口付近等の見やすい位置に掲示する。</p> <p>表示看板Bの内容(規格B4版 257×364)</p> <div data-bbox="1131 438 1429 526" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建設業退職金共済制度に加入されている皆様へ。 当事務所で建設業退職金共済制度の証紙を交付いたしますのでお申し出ください。</p> </div>  <p>Aは、建退共が無料配布でありA3版の黄色のシール</p> <p>Bは、市指定の標識</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現場事務所がない場合 <p>A、B 共に工事標識板の下に掲示する。</p> <p>表示看板Bの内容(規格B4版 257×364)</p> <div data-bbox="1624 438 1921 526" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建設業退職金共済制度に加入されている皆様へ。 建設業退職金共済制度の証紙を交付いたしますのでお申し出ください。</p> </div>  <p>※「建設業の許可票」は、発注者から直接請け負ったものに限り提示する。</p>
<p>改定ページ：P.11</p>	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>ア 不法無線局の機器の排除 <small>本工事に関連する使用車両及び資材搬入車両等については 不法無線局の機器を搭載した車両を絶対使用しないこと。 請負者は電波法令を遵守し、大型トラックやダンパー等に無線を搭載している運転者の無線免許証等を確認し、不法無線局使用車両の立ち入りを排除するように努めること。不法無線局を搭載した車両及び、業務中に違法無線局を使用した車両については無線機を取り外すか、その車両を使用しないこと。</small></p> <p>○不法無線局および違法無線局の取り締まりの強化</p>	<p>ア 不法無線局の機器の排除 <small>本工事に関連する使用車両及び資材搬入車両等については 不法無線局の機器を搭載した車両を絶対使用しないこと。 請負者は電波法令を遵守し、大型トラックやダンパー等に無線を搭載している運転者の無線免許証等を確認し、不法無線局使用車両の立ち入りを排除するように努めること。</small></p>
<p>改定ページ：P.12</p>	

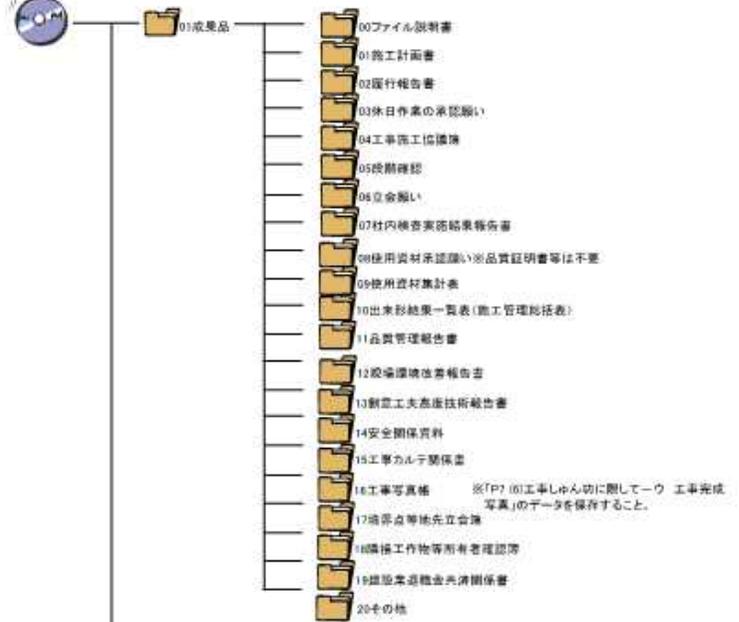
新	旧
<p>(11) 工事成果品について</p> <p>施工条件(選択)で選択した成果品提出方法を適用する。(P.34参照) また、工事成果品の作成に当たっては、土木建設課ホームページにある「工事成果品等作成マニュアル(改良・舗装工事等)」を参照すること。</p> <p>成果品の電子化について(1) [単独事業対象工事]</p> <p>本工事は電子納品対象工事であり、下記の項目に則って、成果品提出をすること。</p> <p>1 工事ごとに、簿冊1冊(別紙1のとおり)を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果品簿冊は紙ファイル(A4-S・青色)を使用する。 <p>2 工事ごとに、ファイル説明書を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル説明書は下記の手順で、処理するものとする。 1 請負人は、施工計画書と同時にファイル説明書を提出する。 2 発注者は、請負人から受理した書類の日付の記入と決裁をする。 ただし「04工事施工協議簿」については書類原本に決裁をする。 3 発注者は、しゅん功の際に請負人に返還する。 4 請負人は、その他成果品リストに成果品の有無を記入してデータ化し、原本は簿冊に添付する。 <p>3 工事ごとに、電子媒体(CD-RまたはDVD-R以下、メディア)(別紙2・3・4・5のとおり)を正副各1部添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDFデータについては、監督員と協議し、発注者側が確認できる程度にファイルを分割すること。 また、しおり等の機能を活用すること。 <p>○マニュアル統合による文章の修正</p> <p>○ページ番号の変更</p> <p>○PDFデータのファイルサイズに関する目安を削除</p>	<p>(11) 工事成果品について</p> <p>施工条件(選択)で選択した成果品提出方法を適用する。(P.37参照) また、工事成果品の作成に当たっては、土木建設課ホームページにある「工事成果品等作成マニュアル(改良・舗装工事等)」及び「工事書類簡素化マニュアル」を参照すること。</p> <p>成果品の電子化について(1) [単独事業対象工事]</p> <p>本工事は電子納品対象工事であり、下記の項目に則って、成果品提出をすること。</p> <p>1 工事ごとに、簿冊1冊(別紙1のとおり)を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果品簿冊は紙ファイル(A4-S・青色)を使用する。 <p>2 工事ごとに、ファイル説明書(別紙3のとおり)を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル説明書は下記の手順で、処理するものとする。 1 請負人は、施工計画書と同時にファイル説明書を提出する。 2 発注者は、請負人から受理した書類の日付の記入と決裁をする。 ただし「04工事施工協議簿」については書類原本に決裁をする。 3 発注者は、しゅん功の際に請負人に返還する。 4 請負人は、その他成果品リストに成果品の有無を記入してデータ化し、原本は簿冊に添付する。 <p>3 工事ごとに、電子媒体(CD-RまたはDVD-R以下、メディア)(別紙2・4・5・6のとおり)を正副各1部添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDFデータについては、1ファイル当たり10メガバイト未満、100枚以下とし、それを超える場合は、ファイルを分割する。 また、しおり等の機能を活用し、10枚以下程度で分けする。
改定ページ：P.14	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>簿冊内</p> <p>1項目： 工事位置図(路線図)を添付 ： 工事位置図(住宅明細図)を添付</p> <p>2項目： ファイル説明書の原本及び工事施工協議簿(様式-10)原本の 監督員決裁欄記載ページを添付</p> <p>3項目： 境界点等地先立会簿の原本を添付</p> <p>4項目： 隣接工作物等所有者確認簿の原本を添付</p> <p>5項目： メディアで正副各1部を添付</p> <p>○工事成果品の提出項目について、原本提出を明記</p> <p>○境界点等地先立会簿および隣接工作物等所有者確認簿 について、立会簿・確認簿の原本のみ提出へ変更</p>	<p>簿冊内</p> <p>1項目： 工事位置図(路線図)を添付 ： 工事位置図(住宅明細図)を添付</p> <p>2項目： ファイル説明書を添付</p> <p>3項目： 境界点等地先立会簿の原本及び写真を添付</p> <p>4項目： 隣接工作物等所有者確認簿の原本及び写真等,その他資料を添付</p> <p>5項目： メディアで正副各1部を添付</p>
<p>改定ページ：P.15</p>	

新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
削除	<p>ファイル説明書 (別紙3) (簡素化用) NO. 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>年 度 : 令和〇〇年度 工 事 番 号 : 第〇〇-〇〇号 工 事 名 : -----道路改良工事 請 負 者 : 〇〇・〇〇・〇〇共同企業体 代表者 〇〇建設株式会社 工 期 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>路 線 名 : -----号線 路 線 番 号 : 〇〇-〇〇-〇〇-〇〇 測 量 調 査 委 託 番 号 : 〇〇-〇〇</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>総 括 監 督 員 : 〇〇 〇〇 現 場 代 理 人 : 〇〇 〇〇 主 任 監 督 員 : 〇〇 〇〇 主 任 技 術 者 : 〇〇 〇〇 監 督 員 : 〇〇 〇〇</p> </div> <p>決裁用成果品リスト(発注者が受理月日の記入及び決裁)(足りない項目はNO. 2につづく)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">新括弧役員</th> <th colspan="2">主任監督員</th> <th colspan="2">監督員</th> <th colspan="2">受理月日</th> <th colspan="2">新括弧役員</th> <th colspan="2">主任監督員</th> <th colspan="2">監督員</th> <th colspan="2">受理月日</th> </tr> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">01-01 施 工 計 画 書</td> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第1</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第1</td><td>第1</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第2</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第2</td><td>第2</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第3</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第3</td><td>第3</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">01-02 履 行 報 告 書</td> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第1</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第1</td><td>第1</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第2</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第2</td><td>第2</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第3</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第3</td><td>第3</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第4</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第4</td><td>第4</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第5</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第5</td><td>第5</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第6</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第6</td><td>第6</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">01-03 休 日 作 業 の 承 認 願 い</td> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第1</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第1</td><td>第1</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第2</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第2</td><td>第2</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第3</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第3</td><td>第3</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第4</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第4</td><td>第4</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第5</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第5</td><td>第5</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第6</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第6</td><td>第6</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第7</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第7</td><td>第7</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第8</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第8</td><td>第8</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第9</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第9</td><td>第9</td> </tr> <tr> <td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>第10</td><td></td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td></td><td>第10</td><td>第10</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	新括弧役員		主任監督員		監督員		受理月日		新括弧役員		主任監督員		監督員		受理月日		新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	01-01 施 工 計 画 書	/	/	/	/	/	/	第1		/	/	/	/			第1	第1	/	/	/	/	/	/	第2		/	/	/	/			第2	第2	/	/	/	/	/	/	第3		/	/	/	/			第3	第3	01-02 履 行 報 告 書	/	/	/	/	/	/	第1		/	/	/	/			第1	第1	/	/	/	/	/	/	第2		/	/	/	/			第2	第2	/	/	/	/	/	/	第3		/	/	/	/			第3	第3	/	/	/	/	/	/	第4		/	/	/	/			第4	第4	/	/	/	/	/	/	第5		/	/	/	/			第5	第5	/	/	/	/	/	/	第6		/	/	/	/			第6	第6	01-03 休 日 作 業 の 承 認 願 い	/	/	/	/	/	/	第1		/	/	/	/			第1	第1	/	/	/	/	/	/	第2		/	/	/	/			第2	第2	/	/	/	/	/	/	第3		/	/	/	/			第3	第3	/	/	/	/	/	/	第4		/	/	/	/			第4	第4	/	/	/	/	/	/	第5		/	/	/	/			第5	第5	/	/	/	/	/	/	第6		/	/	/	/			第6	第6	/	/	/	/	/	/	第7		/	/	/	/			第7	第7	/	/	/	/	/	/	第8		/	/	/	/			第8	第8	/	/	/	/	/	/	第9		/	/	/	/			第9	第9	/	/	/	/	/	/	第10		/	/	/	/			第10	第10
種 別	新括弧役員		主任監督員		監督員		受理月日		新括弧役員		主任監督員		監督員		受理月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
01-01 施 工 計 画 書	/	/	/	/	/	/	第1		/	/	/	/			第1	第1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第2		/	/	/	/			第2	第2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第3		/	/	/	/			第3	第3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
01-02 履 行 報 告 書	/	/	/	/	/	/	第1		/	/	/	/			第1	第1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第2		/	/	/	/			第2	第2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第3		/	/	/	/			第3	第3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第4		/	/	/	/			第4	第4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第5		/	/	/	/			第5	第5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第6		/	/	/	/			第6	第6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
01-03 休 日 作 業 の 承 認 願 い	/	/	/	/	/	/	第1		/	/	/	/			第1	第1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第2		/	/	/	/			第2	第2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第3		/	/	/	/			第3	第3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第4		/	/	/	/			第4	第4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第5		/	/	/	/			第5	第5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第6		/	/	/	/			第6	第6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第7		/	/	/	/			第7	第7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第8		/	/	/	/			第8	第8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第9		/	/	/	/			第9	第9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	/	/	/	/	/	/	第10		/	/	/	/			第10	第10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
改定ページ：旧 P.16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

新	旧																																																																																																																																											
削除	<p>ファイル説明書 (別紙3) (簡素化用) NO. 2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>年 度 : 令和〇〇年度 工 事 番 号 : 第〇〇-〇〇号 工 事 名 称 : -----道路改良工事 請 負 者 : 〇〇・〇〇・〇〇共同企業体 代表者 〇〇建設株式会社</p> </div> <p>決裁用成果品リスト(発注者が受理月日の記入及び決裁)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>総括監督員</th> <th>主任監督員</th> <th>監督員</th> <th>受理月日</th> <th>総括監督員</th> <th>主任監督員</th> <th>監督員</th> <th>受理月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">01-07 社内検査実施結果報告書</td> <td></td><td></td><td></td><td>NO.1</td><td></td><td></td><td></td><td>NO.7</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>NO.3</td><td></td><td></td><td></td><td>NO.4</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>NO.5</td><td></td><td></td><td></td><td>NO.5</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>NO.7</td><td></td><td></td><td></td><td>NO.8</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>NO.9</td><td></td><td></td><td></td><td>NO.10</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>NO.11</td><td></td><td></td><td></td><td>NO.12</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>NO.13</td><td></td><td></td><td></td><td>NO.14</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>NO.15</td><td></td><td></td><td></td><td>NO.16</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>NO.17</td><td></td><td></td><td></td><td>NO.16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">01-08 使用資材承認願</td> <td></td><td></td><td></td><td>承認</td><td></td><td></td><td></td><td>承認1回書</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>承認2回書</td><td></td><td></td><td></td><td>承認5回書</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>承認4回書</td><td></td><td></td><td></td><td>承認5回書</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他成果品リスト(あるものには○, ないものには×を記入)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>01-04 工事施工協議簿</td> <td></td> <td>01-14 安全関係資料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>01-05 段階確認</td> <td></td> <td>01-15 工事カルテ関係書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>01-06 立会願</td> <td></td> <td>01-16 工事写真帳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>01-09 使用資材集計表</td> <td></td> <td>01-17 境界点等地先立会簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>01-10 出来形結果一覧表</td> <td></td> <td>01-18 隣接工作物等所有者確認簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>01-11 品質管理報告書</td> <td></td> <td>01-19 建設業退職金共済関係書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>01-12 現場環境改善報告書</td> <td></td> <td>01-20 その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>01-13 創意工夫高度技術報告書</td> <td></td> <td>02-03 出来形図面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	総括監督員	主任監督員	監督員	受理月日	総括監督員	主任監督員	監督員	受理月日	01-07 社内検査実施結果報告書				NO.1				NO.7				NO.3				NO.4				NO.5				NO.5				NO.7				NO.8				NO.9				NO.10				NO.11				NO.12				NO.13				NO.14				NO.15				NO.16				NO.17				NO.16	01-08 使用資材承認願				承認				承認1回書				承認2回書				承認5回書				承認4回書				承認5回書	01-04 工事施工協議簿		01-14 安全関係資料		01-05 段階確認		01-15 工事カルテ関係書		01-06 立会願		01-16 工事写真帳		01-09 使用資材集計表		01-17 境界点等地先立会簿		01-10 出来形結果一覧表		01-18 隣接工作物等所有者確認簿		01-11 品質管理報告書		01-19 建設業退職金共済関係書		01-12 現場環境改善報告書		01-20 その他		01-13 創意工夫高度技術報告書		02-03 出来形図面	
種 別	総括監督員	主任監督員	監督員	受理月日	総括監督員	主任監督員	監督員	受理月日																																																																																																																																				
01-07 社内検査実施結果報告書				NO.1				NO.7																																																																																																																																				
				NO.3				NO.4																																																																																																																																				
				NO.5				NO.5																																																																																																																																				
				NO.7				NO.8																																																																																																																																				
				NO.9				NO.10																																																																																																																																				
				NO.11				NO.12																																																																																																																																				
				NO.13				NO.14																																																																																																																																				
				NO.15				NO.16																																																																																																																																				
				NO.17				NO.16																																																																																																																																				
	01-08 使用資材承認願				承認				承認1回書																																																																																																																																			
				承認2回書				承認5回書																																																																																																																																				
				承認4回書				承認5回書																																																																																																																																				
01-04 工事施工協議簿		01-14 安全関係資料																																																																																																																																										
01-05 段階確認		01-15 工事カルテ関係書																																																																																																																																										
01-06 立会願		01-16 工事写真帳																																																																																																																																										
01-09 使用資材集計表		01-17 境界点等地先立会簿																																																																																																																																										
01-10 出来形結果一覧表		01-18 隣接工作物等所有者確認簿																																																																																																																																										
01-11 品質管理報告書		01-19 建設業退職金共済関係書																																																																																																																																										
01-12 現場環境改善報告書		01-20 その他																																																																																																																																										
01-13 創意工夫高度技術報告書		02-03 出来形図面																																																																																																																																										
改定ページ：旧 P.17																																																																																																																																												

新	旧
<p>CD-R内のフォルダ構成について（別紙3）</p>  <p>00ファイル説明書 01施工計画書 02履行報告書 03休日作業の承認書 04工事施工協議書 05段階確認 06立会い 07社内審査実施結果報告書 08使用資材承認書 09使用資材集計表 10出来形結果一覧表 11品質管理報告書 12現場環境改善報告書 13新業工夫促進技術報告書 19工事写真集 19-2成算点等地先立会簿 19-3協議工作物等所有権証明書 19-4建設業連合会共済関係書</p> <p>○番号の修正</p> <p>○成果品編纂方法の変更</p>	<p>CD-R内のフォルダ構成について（別紙4）</p>  <p>00ファイル説明書 01施工計画書 02履行報告書 03休日作業の承認書 04工事施工協議書 05段階確認 06立会い 07社内審査実施結果報告書 08使用資材承認書※品質証明書等は不要 09使用資材集計表 10出来形結果一覧表（施工管理影括表） 11品質管理報告書 12設備環境改善報告書 13新業工夫促進技術報告書 14安全関係資料 15工事カルテ関係書 16工事写真集 ※「P7.06」工事しゅん切に則して「ウ 工事完成写真」のデータを保存すること。 17成算点等地先立会簿 18協議工作物等所有権証明書 19建設業連合会共済関係書 20その他</p>
<p>改定ページ：旧 P.18（新 P.16）</p>	

新						旧					
01 工事成果品一覧表（別紙4）						01 工事成果品一覧表（別紙5）					
種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	資料内容	適用(しゅん功時CD成果品以外の提出条件)		種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	資料内容	適用(しゅん功時CD成果品以外の提出条件)	
00	PDF	A4版	本特記仕様書による	発注者に事前に書面で提出		00	PDF	A4版	本特記仕様書による	発注者に事前に書面で提出	
01			共通仕様書による	発注者に事前に書面で提出 変更時はその都度提出		01			共通仕様書による	発注者に事前に書面で提出 変更時はその都度提出	
02			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出		02			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出	
03			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出		03			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出	
04			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出		04			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出	
05			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出		05			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出	
06			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出		06			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出	
07			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出		07			共通仕様書による	発注者にその都度書面またはメールで提出	
08			共通仕様書による	発注者に事前に書面またはメールで提出 変更時はその都度提出		08			共通仕様書による	発注者に事前に書面またはメールで提出 変更時はその都度提出	
09			共通仕様書による			09			共通仕様書による		
10			共通仕様書による			10			共通仕様書による		
11			共通仕様書による			11			共通仕様書による		
12			共通仕様書による			12			共通仕様書による		
13			共通仕様書による			13			共通仕様書による		
14			共通仕様書による	ファイル説明書に取りまとめる		14			共通仕様書による	総括表に取りまとめる	
15			共通仕様書による			15			共通仕様書による		
16			共通仕様書による			16			共通仕様書による		
16-1			共通仕様書による	ファイル説明書に取りまとめる		16-1			共通仕様書による		
16-2			本特記仕様書による	施工前、しゅん功時、書面による提出も含む		16-2			本特記仕様書による	施工前、しゅん功時、書面による提出も含む	
16-3			本特記仕様書による	施工前、しゅん功時、書面による提出も含む		16-3			本特記仕様書による	施工前、しゅん功時、書面による提出も含む	
16-4	本特記仕様書による			16-4	本特記仕様書による						
※1 発注者から指示がある場合は、上記項目になくても提出すること。 ※2 別冊として、「1(6)ウ 工事完成写真」を提出すること。						※1 発注者から指示がある場合は、上記項目になくても提出すること。 ※2 別冊として、「1(6)ウ 工事完成写真」を提出すること。					
○番号の修正						○成果品編纂方法の変更					
改定ページ：旧 P.19（新 P.17）											

新						旧																													
<p>02 図面データ一覧表1（別紙5）</p> <p>01測量図面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">ファイル形式</th> <th style="width: 15%;">出力時の用紙サイズ</th> <th style="width: 10%;">縮 尺</th> <th style="width: 40%;">適用(しゅん功時の提出条件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>発注者のデータをそのまま</td> </tr> </tbody> </table>							種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)						発注者のデータをそのまま	<p>02 図面データ一覧表1（別紙6）</p> <p>01測量図面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">種 別</th> <th style="width: 15%;">ファイル形式</th> <th style="width: 15%;">出力時の用紙サイズ</th> <th style="width: 10%;">縮 尺</th> <th style="width: 40%;">適用(しゅん功時の提出条件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)						
	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)																														
					発注者のデータをそのまま																														
	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)																														
<p>○番号の修正</p>																																			
<p>改定ページ：旧 P.20（新 P.18）</p>																																			

新	旧																																																																
<p style="text-align: center;">02 図面データ一覧表2（別紙5）</p> <p>03出来形図面</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>ファイル形式</th> <th>出力時の用紙サイズ</th> <th>縮 尺</th> <th>適用(しゅん功時の提出条件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 計 画 平 面 図</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">P21 PDF</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">A1版</td> <td>1/500</td> <td>設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>2 縦 断 図</td> <td>V=1/100 H=1/500</td> <td>設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>3 横 断 図</td> <td>1/100</td> <td>設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>4 土 工 定 規 図</td> <td>1/50</td> <td>発注者のデータをそのまま</td> </tr> <tr> <td>5 そ の 他 詳 細 図</td> <td>図 示</td> <td>設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 工事により撤去したもの(緑石、排水、標識、区画線等)を消去する。 ※2 計画平面、縦断、横断、その他詳細図については、設計値に対して上記に赤字で実測値を記入する。 ※3 計画平面、縦断、横断、土工定規、その他詳細図については、検定時に書面を用意しておく。</p> <p>04工事完成図</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>ファイル形式</th> <th>出力時の用紙サイズ</th> <th>縮 尺</th> <th>適用(しゅん功時の提出条件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工 事 完 成 図</td> <td style="text-align: center;">P21 PDF</td> <td style="text-align: center;">B2版</td> <td style="text-align: center;">図 示</td> <td>1区面ごとに作成 (隣接した工事は1つにまとめる)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 P21への変換が困難な場合は、監督員と別途協議のこと。 ※2 土木建設課のホームページに掲載している「工事成果品等作成マニュアル」により作成すること。</p>	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)	1 計 画 平 面 図	P21 PDF	A1版	1/500	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。	2 縦 断 図	V=1/100 H=1/500	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。	3 横 断 図	1/100	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。	4 土 工 定 規 図	1/50	発注者のデータをそのまま	5 そ の 他 詳 細 図	図 示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)	1 工 事 完 成 図	P21 PDF	B2版	図 示	1区面ごとに作成 (隣接した工事は1つにまとめる)	<p style="text-align: center;">02 図面データ一覧表2（別紙6）</p> <p>03出来形図面</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>ファイル形式</th> <th>出力時の用紙サイズ</th> <th>縮 尺</th> <th>適用(しゅん功時の提出条件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 計 画 平 面 図</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">P21 PDF</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">A1版</td> <td>1/500</td> <td>設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>2 縦 断 図</td> <td>V=1/100 H=1/500</td> <td>設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>3 横 断 図</td> <td>1/100</td> <td>設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>4 土 工 定 規 図</td> <td>1/50</td> <td>発注者のデータをそのまま</td> </tr> <tr> <td>5 そ の 他 詳 細 図</td> <td>図 示</td> <td>設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 工事により撤去したもの(緑石、排水、標識、区画線等)を消去する。 ※2 計画平面、縦断、横断、その他詳細図については、設計値に対して上記に赤字で実測値を記入する。 ※3 計画平面、縦断、横断、土工定規、その他詳細図については、検定時に書面を用意しておく。</p> <p>04工事完成図</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>ファイル形式</th> <th>出力時の用紙サイズ</th> <th>縮 尺</th> <th>適用(しゅん功時の提出条件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工 事 完 成 図</td> <td style="text-align: center;">P21 PDF</td> <td style="text-align: center;">B2版</td> <td style="text-align: center;">図 示</td> <td>1区面ごとに作成 (隣接した工事は1つにまとめる)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 別冊として、「工事完成図(B4縮小版ポリエステルフィルム300#)」を提出すること。 ※2 P21への変換が困難な場合は、監督員と別途協議のこと。 ※3 土木建設課のホームページに掲載している「工事成果品等作成マニュアル」により作成すること。</p>	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)	1 計 画 平 面 図	P21 PDF	A1版	1/500	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。	2 縦 断 図	V=1/100 H=1/500	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。	3 横 断 図	1/100	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。	4 土 工 定 規 図	1/50	発注者のデータをそのまま	5 そ の 他 詳 細 図	図 示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)	1 工 事 完 成 図	P21 PDF	B2版	図 示	1区面ごとに作成 (隣接した工事は1つにまとめる)
種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)																																																													
1 計 画 平 面 図	P21 PDF	A1版	1/500	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。																																																													
2 縦 断 図			V=1/100 H=1/500	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。																																																													
3 横 断 図			1/100	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。																																																													
4 土 工 定 規 図			1/50	発注者のデータをそのまま																																																													
5 そ の 他 詳 細 図			図 示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。																																																													
種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)																																																													
1 工 事 完 成 図	P21 PDF	B2版	図 示	1区面ごとに作成 (隣接した工事は1つにまとめる)																																																													
種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)																																																													
1 計 画 平 面 図	P21 PDF	A1版	1/500	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。																																																													
2 縦 断 図			V=1/100 H=1/500	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。																																																													
3 横 断 図			1/100	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。																																																													
4 土 工 定 規 図			1/50	発注者のデータをそのまま																																																													
5 そ の 他 詳 細 図			図 示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。																																																													
種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)																																																													
1 工 事 完 成 図	P21 PDF	B2版	図 示	1区面ごとに作成 (隣接した工事は1つにまとめる)																																																													
改定ページ：旧 P.21（新 P.19）																																																																	

○番号の修正

○工事完成図B4縮小版ポリエステルフィルム300#の提出を
廃止

新	旧
<p>イ ファイル説明書を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負者は、成果品リストに成果品の有無を記入してデータ化し、原本は簿冊に添付する。 ・成果品リストにないものは監督員と協議して追加で記入していく。 <p>ウ 決裁欄等が記載されている書類を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督員（総括監督員、主任監督員、監督員）の決裁を必要とするものは施工計画書・休日作業承認願い・工事施工協議簿・段階確認願い・立会願い・社内検査実施結果報告書・使用資材承認願いとし、決裁を受けた原本のうちで決裁欄が記載されているページのみを添付する。 ・境界点等地先立会簿・隣接工作物等所有者確認簿の原本を添付する。 <p>エ 電子媒体（CD-RまたはDVD-R以下、メディア）（別紙2・3・4・5のとおり）正副各1部を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDFデータについては、監督員と協議し、発注者側が確認できる程度にファイルを分割すること。また、しおり等の機能を活用すること。 <p>○ページ番号の変更</p> <p>○決裁を必要とする書類を削減</p> <p>○PDFデータのファイルサイズに関する目安を削除</p>	<p>イ ファイル説明書（別紙3のとおり）を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負者は、成果品リストに成果品の有無を記入してデータ化し、原本は簿冊に添付する。 ・成果品リストにないものは監督員と協議して24番に追加で記入していく。 <p>ウ 決裁欄等が記載されている書類を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督員（総括監督員、主任監督員、監督員）の決裁を必要とするものは施工計画書・休日作業承認願い・工事施工協議簿・段階確認願い・立会願い・社内検査実施結果報告書・使用資材承認願い・でき形測定総括表・品質管理総括表とし、決裁を受けた原本のうちで決裁欄が記載されているページのみを添付する。 ・境界点等地先立会簿・隣接工作物等所有者確認簿の原本を添付する。 <p>エ 電子媒体（CD-RまたはDVD-R以下、メディア）（別紙2・4・5・6のとおり）正副各1部を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDFデータについては、1ファイル当たり10メガバイト未満、100枚以下とし、それを超える場合は、ファイルを分割する。また、しおり等の機能を活用し、10枚以下程度で区分けする。
<p>改定ページ：旧 P.22（新 P.20）</p>	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>簿冊内</p> <p>1項目： 工事位置図(路線図)を添付 2項目： 工事位置図(住宅明細図)を添付 3項目： ファイル説明書を添付 4項目： 監督員決裁欄記載ページ、境界点等地先立会簿の原本を添付 5項目： 隣接工作物等所有者確認簿の原本を添付 6項目： メディアで正副各1部を添付</p> <p>○境界点等地先立会簿および隣接工作物等所有者確認簿 について、立会簿・確認簿の原本のみ提出へ変更</p>	<p>簿冊内</p> <p>1項目： 工事位置図(路線図)を添付 2項目： 工事位置図(住宅明細図)を添付 3項目： ファイル説明書を添付 4項目： 監督員決裁欄記載ページ、境界点等地先立会簿の原本及び写真を添付 5項目： 隣接工作物等所有者確認簿の原本及び写真等、その他資料を添付 6項目： メディアで正副各1部を添付</p>
<p>改定ページ：旧 P.23 (新 P.21)</p>	

新	旧																																																																																																
削除	<p>ファイル説明書 (別紙3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 年 度 号 : 令和〇〇年度 工 事 番 号 : 第〇〇-〇〇号 工 事 名 称 : -----道路改良工事 請 負 者 : 〇〇・〇〇・〇〇共同企業体 代表者 〇〇建設株式会社 工 期 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 路 線 名 : -----号線 路 線 番 号 : 〇〇-〇〇-〇〇-〇〇 施 工 箇 所 : 旭川市〇〇〇 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">総 括 監 督 員 : 〇〇 〇〇</td> <td style="width:50%;">現 場 代 理 人 : 〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>主 任 監 督 員 : 〇〇 〇〇</td> <td>主 任 技 術 者 : 〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>監 督 員 : 〇〇 〇〇</td> <td>監 理 技 術 者 : 〇〇 〇〇</td> </tr> </table> </div> <p>成果品リスト(あるものには○、ないものには×を記入)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>種 別</th> <th>提出状況</th> <th>番号</th> <th>種 別</th> <th>提出状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>01-00</td><td>フ ァ イ ル 説 明 書</td><td></td><td>01-14</td><td>安 全 関 係 資 料</td><td></td></tr> <tr><td>01-01</td><td>施 工 計 画 書</td><td></td><td>01-15</td><td>工 事 カ ル テ 関 係 書</td><td></td></tr> <tr><td>01-02</td><td>履 行 報 告 書</td><td></td><td>01-16</td><td>工 事 写 真 帳</td><td></td></tr> <tr><td>01-03</td><td>休 日 作 業 の 承 認 願 い</td><td></td><td>01-17</td><td>境 界 点 等 地 先 立 会 簿</td><td></td></tr> <tr><td>01-04</td><td>工 事 施 工 協 議 簿</td><td></td><td>01-18</td><td>隣 接 工 作 物 等 所 有 者 確 認 簿</td><td></td></tr> <tr><td>01-05</td><td>段 階 確 認</td><td></td><td>01-19</td><td>建 設 業 退 職 金 共 済 関 係 書</td><td></td></tr> <tr><td>01-06</td><td>立 会 験 い</td><td></td><td>01-20</td><td>そ の 他</td><td></td></tr> <tr><td>01-07</td><td>社 内 検 査 実 施 結 果 報 告 書</td><td></td><td>02-02</td><td>出 来 形 図 面</td><td></td></tr> <tr><td>01-08</td><td>使 用 資 材 承 認 願 い</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>01-09</td><td>使 用 資 材 集 計 表</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>01-10</td><td>出 来 形 結 果 一 覧 表</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>01-11</td><td>品 質 管 理 報 告 書</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>01-12</td><td>現 場 環 境 改 善 報 告 書</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>01-13</td><td>創 意 工 夫 高 度 技 術 報 告 書</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	総 括 監 督 員 : 〇〇 〇〇	現 場 代 理 人 : 〇〇 〇〇	主 任 監 督 員 : 〇〇 〇〇	主 任 技 術 者 : 〇〇 〇〇	監 督 員 : 〇〇 〇〇	監 理 技 術 者 : 〇〇 〇〇	番号	種 別	提出状況	番号	種 別	提出状況	01-00	フ ァ イ ル 説 明 書		01-14	安 全 関 係 資 料		01-01	施 工 計 画 書		01-15	工 事 カ ル テ 関 係 書		01-02	履 行 報 告 書		01-16	工 事 写 真 帳		01-03	休 日 作 業 の 承 認 願 い		01-17	境 界 点 等 地 先 立 会 簿		01-04	工 事 施 工 協 議 簿		01-18	隣 接 工 作 物 等 所 有 者 確 認 簿		01-05	段 階 確 認		01-19	建 設 業 退 職 金 共 済 関 係 書		01-06	立 会 験 い		01-20	そ の 他		01-07	社 内 検 査 実 施 結 果 報 告 書		02-02	出 来 形 図 面		01-08	使 用 資 材 承 認 願 い					01-09	使 用 資 材 集 計 表					01-10	出 来 形 結 果 一 覧 表					01-11	品 質 管 理 報 告 書					01-12	現 場 環 境 改 善 報 告 書					01-13	創 意 工 夫 高 度 技 術 報 告 書				
総 括 監 督 員 : 〇〇 〇〇	現 場 代 理 人 : 〇〇 〇〇																																																																																																
主 任 監 督 員 : 〇〇 〇〇	主 任 技 術 者 : 〇〇 〇〇																																																																																																
監 督 員 : 〇〇 〇〇	監 理 技 術 者 : 〇〇 〇〇																																																																																																
番号	種 別	提出状況	番号	種 別	提出状況																																																																																												
01-00	フ ァ イ ル 説 明 書		01-14	安 全 関 係 資 料																																																																																													
01-01	施 工 計 画 書		01-15	工 事 カ ル テ 関 係 書																																																																																													
01-02	履 行 報 告 書		01-16	工 事 写 真 帳																																																																																													
01-03	休 日 作 業 の 承 認 願 い		01-17	境 界 点 等 地 先 立 会 簿																																																																																													
01-04	工 事 施 工 協 議 簿		01-18	隣 接 工 作 物 等 所 有 者 確 認 簿																																																																																													
01-05	段 階 確 認		01-19	建 設 業 退 職 金 共 済 関 係 書																																																																																													
01-06	立 会 験 い		01-20	そ の 他																																																																																													
01-07	社 内 検 査 実 施 結 果 報 告 書		02-02	出 来 形 図 面																																																																																													
01-08	使 用 資 材 承 認 願 い																																																																																																
01-09	使 用 資 材 集 計 表																																																																																																
01-10	出 来 形 結 果 一 覧 表																																																																																																
01-11	品 質 管 理 報 告 書																																																																																																
01-12	現 場 環 境 改 善 報 告 書																																																																																																
01-13	創 意 工 夫 高 度 技 術 報 告 書																																																																																																
改定ページ：旧 P.24																																																																																																	

新	旧
<p>CD-R内のフォルダ構成について（別紙3）</p> <p>○番号の修正</p> <p>○成果品編纂方法の変更</p>	<p>CD-R内のフォルダ構成について（別紙4）</p>
<p>改定ページ：旧 P.25（新 P.22）</p>	

新						旧					
01 工事成果品一覧表（別紙4）						01 工事成果品一覧表（別紙5）					
種別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	資料内容	適用(しゅんご時CD成果品以外の提出条件)		種別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	資料内容	適用(しゅんご時CD成果品以外の提出条件)	
00	PDF オリジナルデータ	A4版	本特記仕様書による			00	PDF オリジナルデータ	A4版	本特記仕様書による		
01			共通仕様書による	発注者に施工前に書面にて提出 変更時はその都度提出		01			共通仕様書による	発注者に施工前に書面にて提出 変更時はその都度提出	
02			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出		02			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出	
03			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出		03			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出	
04			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出		04			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出	
05			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出		05			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出	
06			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出		06			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出	
07			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出		07			共通仕様書による	発注者にその都度書面で提出	
08			共通仕様書による			08			共通仕様書による		
09			共通仕様書による	発注者に事前に書面で提出 変更時はその都度提出		09			共通仕様書による	発注者に事前に書面で提出 変更時はその都度提出	
10			共通仕様書による			10			共通仕様書による		
11			共通仕様書による			11			共通仕様書による		
12			共通仕様書による			12			共通仕様書による		
13			共通仕様書による			13			共通仕様書による		
14			共通仕様書による	ファイル説明書に 取りまとめる		14			共通仕様書による	総括表に取りまと める	
15			共通仕様書による			15			共通仕様書による		
16			共通仕様書による			16			共通仕様書による		
16-1			共通仕様書による	ファイル説明書に 取りまとめる		16			共通仕様書による		
16-2			共通仕様書による	施工前、しゅんご時、書面による提出も含む		17			共通仕様書による	施工前、しゅんご時、書面による提出も含む	
16-3			共通仕様書による	施工前、しゅんご時、書面による提出も含む		18			共通仕様書による	施工前、しゅんご時、書面による提出も含む	
16-4	共通仕様書による			19	共通仕様書による						
				20							

※1 発注者から指示がある場合は、上記項目になくても提出すること。
 ※2 別冊として、「1(6)ウ 工事完成写真」を提出すること。
 - 23 -

※1 発注者から指示がある場合は、上記項目になくても提出すること。
 別冊として、「1(6)ウ 工事完成写真」を提出すること。
 ※2 発注者から指示がある場合は、上記項目になくても提出すること。
 ※2 別冊として、「1(6)ウ 工事完成写真」を提出すること。
 - 26 -

○番号の修正
 ○成果品編纂方法の変更

改定ページ：旧 P.26 (新 P.23)

新						旧					
02 図面データ一覧表1（別紙5） 01設計図面						02 図面データ一覧表1（別紙6） 01設計図面					
	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)		種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
					<small>※注者のデータをそのまま</small>						<small>※注者のデータをそのまま</small>
03工事完成図						03工事完成図					
	種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)		種 別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮 尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1	工事完成図	P21 PDF	B2版	図 示	原図を出力したもの、及び縮小版(B4)原図を1部提出する。	1	工事完成図	P21 PDF	B2版	図 示	原図を出力したもの、及び縮小版(B4)原図を1部提出する。
※1 P21への変換が困難な場合は、監督員と別途協議のこと。 ※2 土木建設課のホームページに掲載している「工事成果品等作成マニュアル」により作成すること。						※1 別冊として、「工事完成図(B4縮小版ポリエステルフィルム300#)」を提出すること。 ※2 P21への変換が困難な場合は、監督員と別途協議のこと。 ※3 土木建設課のホームページに掲載している「工事成果品等作成マニュアル」により作成すること。					
○番号の修正											
○工事完成図B4縮小版ポリエステルフィルム300#の提出を廃止											
改定ページ：旧 P.27（新 P.24）											

新	旧
<p>(12) 連休2日工事の実施について</p> <p>ア 連休2日は、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとし、この期間に請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる場合は、その日数分を他の期間で対象期間に含まない(代休を設定する)ものとする。</p> <p>イ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。 なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。</p> <p>ウ 連休2日を実施している状態とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)に達している状態をいう。</p> <p>エ 連休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、連休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>オ 連休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 (7) 請負人は、連休2日の計画工程表を施工計画書に添付し、施工協議簿・休日等取得実績調書とともに発注者へ提出する。 (4) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)を添付した施工協議簿・休日等取得実績調書により発注者へ報告する。</p> <p>カ 連休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。</p> <p>キ 連休2日による施工を指定した工事は、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる設計変更を行う。また、市場単価についても現場閉所に応じた補正係数乗じる。 なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。 (7) 現場の閉所状況 ・ 4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)の場合 ・ 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合 ・ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合 (4) 補正方法 ・ 当初の設計金額において連休2日で経費補正を行うものとし、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合には、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を減額する。</p> <p>ク 請負人は、「連休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p>	<p>(12) 連休2日工事の実施について</p> <p>ア 発注者指定型の場合は、請負人は連休2日による施工を行うものとし、施工者希望型の場合は、請負人は連休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に連休2日による施工を行うことができる。</p> <p>イ 連休2日は、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとし、この期間に請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる場合は、その日数分を他の期間で対象期間に含まない(代休を設定する)ものとする。</p> <p>ウ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。 なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。</p> <p>エ 連休2日を実施している状態とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)に達している状態をいう。</p> <p>オ 連休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、連休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>カ 連休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 (7) 請負人は、連休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 (4) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)により発注者へ報告する。</p> <p>キ 連休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。</p> <p>ク 連休2日による施工を指定、又は希望した工事は、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる設計変更を行う。また、市場単価についても現場閉所に応じた補正係数乗じる。 なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。 (7) 現場の閉所状況 ・ 4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)の場合 ・ 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合 ・ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合 (4) 補正方法 ・ 施工者希望型については、現場閉所の達成状況を確認後、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を変更する。 なお、4週6休に満たないもの、及び、工事着手前に連休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(請負人が連休2日の取組を希望しないものを含む)については、変更の対象としない。 ・ また、発注者指定型については、当初の設計金額において連休2日で経費補正を行うものとし、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合には、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を減額する。</p> <p>ケ 請負人は、「連休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p>
<p>改定ページ：旧 P.28 (新 P.25)</p>	

○発注者指定型と施工者希望型の区分廃止に伴う文章の
削除・修正

○週休2日の実施の確認方法について、施工協議簿・休日等
取得実績調書の記載を追加

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>ア 工期について 本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限（積算全体工期の終期）までの間で、請負人は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、「フレックス方式余裕期間制度試行要領」の別紙2により、工事の始期及び終期を通知すること。また、余裕期間における各種割増は実施しない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。工事完了期限内における工期の変更については、請負人から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。 詳しくは「フレックス方式余裕期間制度試行要領」を参照すること。</p> <p>○文章の追加</p>	<p>ア 工期について 本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限（積算全体工期の終期）までの間で、請負人は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、「フレックス方式余裕期間制度試行要領」の別紙2により、工事の始期及び終期を通知すること。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。工事完了期限内における工期の変更については、請負人から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。</p>
<p>改定ページ：旧 P.29（新 P.26）</p>	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
p.27 p.28 p.29 p.30 <p style="text-align: center;">ページ番号の変更のみ</p>	p.30 p.31 p.32 p.33
改定ページ：旧 P.30～33（新 P.27～30）	

新					旧				
(7) コンクリート廃材中間処理施設					(7) コンクリート廃材中間処理施設				
番号	会社名	所在地 TEL	トラック 設置の有無	固定移動	番号	会社名	所在地 TEL	トラック 設置の有無	固定移動
1	湖北新興業	旭川市末広8条9丁目5291番地1 0166-52-7253	有	固定式	1	湖北新興業	旭川市末広8条9丁目5291番地1 0166-52-7253	有	固定式
2	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式	2	野田建設工業㈱	旭川市東鷹栖東2条4丁目 0166-57-5608	有	固定式
3	前田道路㈱ (旭川合材工場)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式	3	前田道路㈱ (旭川合材工場)	旭川市東鷹栖東3条1丁目 0166-57-5180	有	固定式
4	㈱安井組	旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525	有	固定式	4	㈱安井組	旭川市東旭川町桜岡24番2 0166-36-7525	有	固定式
5	道北リサイクル 協同組合	旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554	有	固定式	5	道北リサイクル 協同組合	旭川市神居町富岡458番 0166-63-2554	有	固定式
6	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式	6	(有)網島重機	旭川市東旭川町米原290番10 0166-36-2648	有	固定式
7	㈱十商カムイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式	7	㈱十商カムイ	旭川市神居町共栄401番地1 0166-62-5800	有	固定式
8	㈱コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	有	固定式	8	グリーン環境㈱	旭川市神居町忠和177番 0166-57-8627	無	—
					9	㈱コタニ工業	旭川市江丹別町共和247番1 0166-76-1510	有	固定式

○グリーン環境(有)を削除

改定ページ：旧 P.34 (新 P.31)

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
p.32 p.33 ページ番号の変更のみ	p.35 p.36
改定ページ：旧 P.35～36（新 P.32～33）	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p> <input checked="" type="checkbox"/> エ 本工事は、 <input checked="" type="checkbox"/> 工事成果品について(1)[単独事業対象工事](P.14～19) <input type="checkbox"/> 工事成果品について(2)[補助事業対象工事](P.20～24) を基に成果品を提出すること。 </p> <p style="text-align: center;">- 34 -</p> <p>○ページ番号の変更に伴う修正</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> エ 本工事は、 <input checked="" type="checkbox"/> 工事成果品について(1)[単独事業対象工事](P.14～21) <input type="checkbox"/> 工事成果品について(2)[補助事業対象工事](P.22～27) を基に成果品を提出すること。 </p> <p style="text-align: center;">- 37 -</p>
改定ページ：旧 P.37（新 P.34）	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p><input type="checkbox"/> イ フレックス方式余裕期間制度に係る工事完了期限は 令和 年 月 日 までとする。 <small>本工事では積算余裕期間として 日 を計上している。</small></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> フレックス方式余裕期間制度に係る積算余裕期間の 記入欄を追加</p>	<p><input type="checkbox"/> イ フレックス方式余裕期間制度に係る工事完了期限は 令和 年 月 日 までとする。</p>
<p>改定ページ：旧 P.38（新 P.35）</p>	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
p.36 p.37 ページ番号の変更のみ	p.39 p.40
改定ページ：旧 P.39～40（新 P.36～37）	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧												
<p><input type="checkbox"/> イ 工事着工前に「北電旭川統括電力センター送電グループ」と打ち合わせを行い、その内容(様式-8)を施工計画書に明記すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ウ 工事着工前に当該工事区間の所管消防署と、消防車両の通行が不可能(車両通行幅員が3m未満)となる期間を打ち合わせること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 管 署</th> <th style="text-align: center;">所 管 署 住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 旭川市消防本部北消防署</td> <td>旭川市大町3条5丁目</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 旭川市消防本部南消防署</td> <td>旭川市7条通10丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 38 -</p>	所 管 署	所 管 署 住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 旭川市消防本部北消防署	旭川市大町3条5丁目	<input type="checkbox"/> 旭川市消防本部南消防署	旭川市7条通10丁目	<p><input type="checkbox"/> イ 工事着工前に「北電旭川統括電力センター送電グループ」と打ち合わせを行い、その内容(様式-9)を施工計画書に明記すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ウ 工事着工前に当該工事区間の所管消防署と、消防車両の通行が不可能(車両通行幅員が3m未満)となる期間を打ち合わせること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 管 署</th> <th style="text-align: center;">所 管 署 住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 旭川市消防本部北消防署</td> <td>旭川市大町3条6丁目</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 旭川市消防本部南消防署</td> <td>旭川市7条通10丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">- 41 -</p>	所 管 署	所 管 署 住 所	<input checked="" type="checkbox"/> 旭川市消防本部北消防署	旭川市大町3条6丁目	<input type="checkbox"/> 旭川市消防本部南消防署	旭川市7条通10丁目
所 管 署	所 管 署 住 所												
<input checked="" type="checkbox"/> 旭川市消防本部北消防署	旭川市大町3条5丁目												
<input type="checkbox"/> 旭川市消防本部南消防署	旭川市7条通10丁目												
所 管 署	所 管 署 住 所												
<input checked="" type="checkbox"/> 旭川市消防本部北消防署	旭川市大町3条6丁目												
<input type="checkbox"/> 旭川市消防本部南消防署	旭川市7条通10丁目												
改定ページ：旧 P.41（新 P.38）													

○様式番号の変更

新	旧																				
<p>□ (7) 現場環境改善</p> <p>ア 当工事では現場環境改善費を計上しているため、現場環境改善計画書を施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を得ること。工事完了後においてその実績を写真等で提出すること。</p> <p>イ 現場環境改善の内容は下表を参考に、実施する現場環境改善内容を選択すること。また、実施する内容数は、各費目（仮設備関係、當精関係、安全関係、地域連携）のうち5項目以上を基本とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費 目</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善の内容項目の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>當精関係</td> <td>1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	費 目	現場環境改善の内容項目の例	仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減	當精関係	1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献	<p>□ (7) 現場環境改善</p> <p>ア 当工事では現場環境改善費を計上しているため、現場環境改善計画書を施工計画書に含めて提出して監督員の承諾を得、工事完了後においてその実績を写真等で提出すること。</p> <p>イ 現場環境改善の内容は下表を参考に、実施する現場環境改善内容を選択すること。また、実施する内容数は、各費目（仮設備関係、當精関係、安全関係、地域連携）のうち5項目を基本とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費 目</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善の内容項目の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>當精関係</td> <td>1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	費 目	現場環境改善の内容項目の例	仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減	當精関係	1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献
費 目	現場環境改善の内容項目の例																				
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減																				
當精関係	1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等																				
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策																				
地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献																				
費 目	現場環境改善の内容項目の例																				
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減																				
當精関係	1 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等																				
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策																				
地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 パンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献																				
- 39 -	- 42 -																				
<p>○文章の修正</p> <p>○現場環境改善の実施する内容数について、5項目「以上」に統一</p>																					
改定ページ：旧 P.42（新 P.39）																					

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
p.40 p.41 ページ番号の変更のみ	p.43 p.44
改定ページ：旧 P.43～44（新 P.40～41）	

新	旧																																														
<p>□ (10) 既設路盤材の再生処理について</p> <p>既設路盤材の再生処理</p> <p>ア 本設計書では、当該工事で発生する既設路盤材(表1)について、対応する再生処理施設に搬出し、再生処理施設で生産された再生材等を利用することとしている。</p> <p>イ 表1の予定数量は、概算数量により算出されている。掘削施工等や再生処理施設への搬出量を確定後、速やかに設計変更等について工事監督員と協議すること。</p> <p>ウ 搬出する既設路盤材には、土砂、廃棄物等の不純物が混入しないこととし洗い試験値が9～25%の範囲内であること。また、洗い試験及びふるい分け試験を1回実施し工事監督員に報告すること。</p> <p>エ 請負者はプラント搬入量について現場からの既設路盤材搬出状況等を基に再生処理施設の受入伝票等を確認し、再生処理施設と「プラント搬入量確定確認書」(様式-18)を交わし工事監督員に提出すること。</p> <p>オ 再生材等の品質管理及び規格は、北海道土木工事共通仕様書の規格(下層路盤材 凍上抑制材(砂利))によることとする。</p> <p>表1 既設路盤材数量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">既設路盤材 掘削予定量</th> <th style="text-align: center;">既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量</th> <th style="text-align: center;">再生材等 利用予定量</th> <th style="text-align: center;">再生材等 利用工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※再生材等は、当該工事で発生した既設路盤材を再生処理したものを基本とするが、工事工程や再生処理施設の処理方法などにより使用できない場合は、監督員と協議の上、再生処理施設で生産された新材等に替えることとするが、設計変更の対象としない。</p>	既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種	m ³	m ³	m ³		<p>□ (10) 既設路盤材の再生処理について</p> <p>既設路盤材の再生処理</p> <p>ア 本設計書では、当該工事で発生する既設路盤材(表1)について、表2の再生処理施設に搬出し、再生処理施設で生産された再生材等を利用することとしている。</p> <p>イ 表1の予定数量は、概算数量により算出されている。掘削施工等や再生処理施設への搬出量を確定後、速やかに設計変更等について工事監督員と協議すること。</p> <p>ウ 搬出する既設路盤材には、土砂、廃棄物等の不純物が混入しないこととし洗い試験値が9～25%の範囲内であること。また、洗い試験及びふるい分け試験を1回実施し工事監督員に報告すること。</p> <p>エ 請負者はプラント搬入量について現場からの既設路盤材搬出状況等を基に再生処理施設の受入伝票等を確認し、再生処理施設と「プラント搬入量確定確認書」(様式20)を交わし工事監督員に提出すること。</p> <p>オ 再生材等の品質管理及び規格は、北海道土木工事共通仕様書の規格(下層路盤材 凍上抑制材(砂利))によることとする。</p> <p>表1 既設路盤材数量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">既設路盤材 掘削予定量</th> <th style="text-align: center;">既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量</th> <th style="text-align: center;">再生材等 利用予定量</th> <th style="text-align: center;">再生材等 利用工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※再生材等は、当該工事で発生した既設路盤材を再生処理したものを基本とするが、工事工程や再生処理施設の処理方法などにより使用できない場合は、監督員と協議の上、再生処理施設で生産された新材等に替えることとするが、設計変更の対象としない。</p> <p>表2 プラント名 住所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>旭川砕石場</td> <td>上川郡比布町基線15号</td> <td>0166-85-2353</td> </tr> <tr> <td>朝日工業場</td> <td>上川郡当麻町字平島2区</td> <td>0166-31-5551</td> </tr> <tr> <td>コンスAM G場</td> <td>上川郡鹿越町12線2号1065</td> <td>0166-57-1194</td> </tr> <tr> <td>真興建設場</td> <td>旭川市東鹿越1線17号</td> <td>0166-57-5208</td> </tr> <tr> <td>高田建設場</td> <td>上川郡当麻町2745番地</td> <td>0166-58-4500</td> </tr> <tr> <td>第一砕石場</td> <td>上川郡比布町北4線4号</td> <td>0166-62-4141</td> </tr> <tr> <td>機東青</td> <td>上川郡重川町東9号南10番地</td> <td>0166-82-2021</td> </tr> <tr> <td>沼田砂利砕石場 砂利プラント</td> <td>上川郡豊川町字豊川9線</td> <td>01658-6-5656</td> </tr> <tr> <td>野田建設工業場</td> <td>旭川市東鹿越2線4丁目</td> <td>0166-57-5146</td> </tr> <tr> <td>機安井組 プラント</td> <td>旭川市東旭川町桜園24番地</td> <td>0166-31-5111</td> </tr> </tbody> </table>	既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種	m ³	m ³	m ³		旭川砕石場	上川郡比布町基線15号	0166-85-2353	朝日工業場	上川郡当麻町字平島2区	0166-31-5551	コンスAM G場	上川郡鹿越町12線2号1065	0166-57-1194	真興建設場	旭川市東鹿越1線17号	0166-57-5208	高田建設場	上川郡当麻町2745番地	0166-58-4500	第一砕石場	上川郡比布町北4線4号	0166-62-4141	機東青	上川郡重川町東9号南10番地	0166-82-2021	沼田砂利砕石場 砂利プラント	上川郡豊川町字豊川9線	01658-6-5656	野田建設工業場	旭川市東鹿越2線4丁目	0166-57-5146	機安井組 プラント	旭川市東旭川町桜園24番地	0166-31-5111
既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種																																												
m ³	m ³	m ³																																													
既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種																																												
m ³	m ³	m ³																																													
旭川砕石場	上川郡比布町基線15号	0166-85-2353																																													
朝日工業場	上川郡当麻町字平島2区	0166-31-5551																																													
コンスAM G場	上川郡鹿越町12線2号1065	0166-57-1194																																													
真興建設場	旭川市東鹿越1線17号	0166-57-5208																																													
高田建設場	上川郡当麻町2745番地	0166-58-4500																																													
第一砕石場	上川郡比布町北4線4号	0166-62-4141																																													
機東青	上川郡重川町東9号南10番地	0166-82-2021																																													
沼田砂利砕石場 砂利プラント	上川郡豊川町字豊川9線	01658-6-5656																																													
野田建設工業場	旭川市東鹿越2線4丁目	0166-57-5146																																													
機安井組 プラント	旭川市東旭川町桜園24番地	0166-31-5111																																													
- 42 -	- 45 -																																														
改定ページ：旧 P.45 (新 P.44)																																															

○表2の再生処理施設一覧を削除

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
p.43 ページ番号の変更のみ	p.46
改定ページ：旧 P.46（新 P.43）	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>□ エ 路面ヒーターについて</p> <p>路面ヒーターは、冬期工事における以下の場合に適用する。 (1) 転圧効果を確保するため、路盤表面の水害の除去を目的として計上する場合。 (2) 舗装舗設作業に当たっての乳剤散布前に舗装(路盤)表面を乾燥させる必要がある場合。 (3) 乳剤散布後において散布した乳剤の養生が必要な場合。</p> <p>路面ヒーター稼働時間の算出は概数により計上し、現場の実稼働時間で精算すること。 (7) 稼働時間が確認できるようヒーター稼働前とヒーター停止後に、黒板に工事名、作業内容、測点、開始・停止時間を記入し写真を撮影すること。 以下作業を再開する場合は上記を繰り返すこと。 (4) 撮影カメラは目付入りカメラを時間モードに設定し、時間入り写真で撮影すること。 (9) 路面ヒーター稼働時間調書を作成し、設計変更に先立ち監督員に報告すること。(様式-23)</p> <p style="text-align: center;">- 44 -</p> <p>○様式番号の変更</p>	<p>☑ エ 路面ヒーターについて</p> <p>路面ヒーターは、冬期工事における以下の場合に適用する。 (1) 転圧効果を確保するため、路盤表面の水害の除去を目的として計上する場合。 (2) 舗装舗設作業に当たっての乳剤散布前に舗装(路盤)表面を乾燥させる必要がある場合。 (3) 乳剤散布後において散布した乳剤の養生が必要な場合。</p> <p>路面ヒーター稼働時間の算出は概数により計上し、現場の実稼働時間で精算すること。 (7) 稼働時間が確認できるようヒーター稼働前とヒーター停止後に、黒板に工事名、作業内容、測点、開始・停止時間を記入し写真を撮影すること。 以下作業を再開する場合は上記を繰り返すこと。 (4) 撮影カメラは目付入りカメラを時間モードに設定し、時間入り写真で撮影すること。 (9) 路面ヒーター稼働時間調書を作成し、設計変更に先立ち監督員に報告すること。(様式-28)</p> <p style="text-align: center;">- 47 -</p>
改定ページ：P.9	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
p.45 ページ番号の変更のみ	p.48
改定ページ：旧 P.48（新 P.45）	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
<p>※変形縁石は2段落しを標準とする。低下縁石の選定に当たっては、P.33を参照すること。 - 46 -</p> <p>○ページ番号の変更に伴う修正</p>	<p>※変形縁石は2段落しを標準とする。低下縁石の選定に当たっては、P.36を参照すること。 - 49 -</p>
改定ページ：旧 P.49（新 P.46）	

工事特記仕様書（令和6年2月26日以降適用）新旧対照表

新	旧
p.47	p.50
p.48	p.51
p.49	p.52
p.50	p.53
p.51	p.54
p.52	p.55
p.53	p.56
p.54	p.57
p.55	p.58
p.56	p.59
p.57	p.60
p.58	p.61
p.59	p.62
改定ページ：旧 P.50～62（新 P.47～59）	